

# LIBRA

2022年 9 月号

〈特集〉

## 東京地裁書記官に訊く

— 建築関係訴訟・借地非訟編 (2022年版) —

〈インタビュー〉

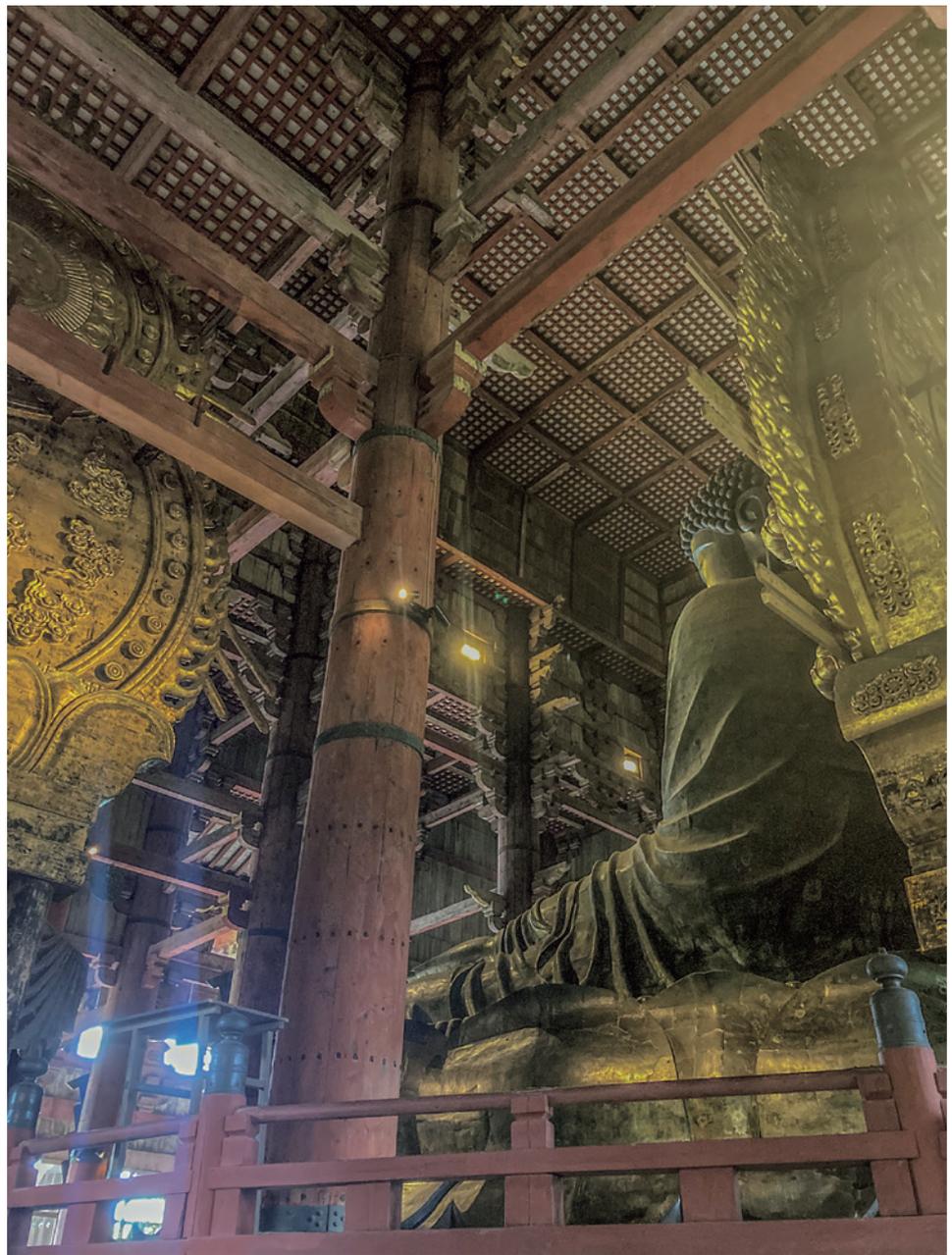
映画監督 内藤 瑛亮 さん

〈新連載〉

クローズアップ刑弁



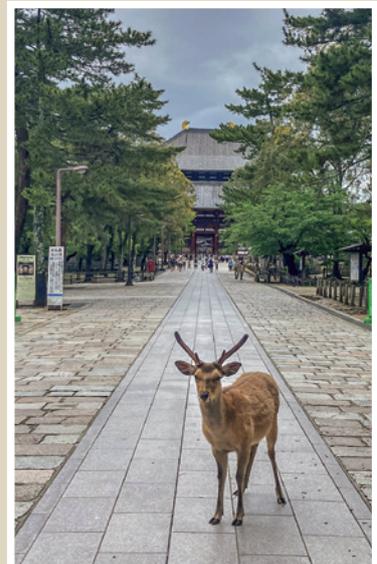
# あおによし奈良の都



銅444トン、錫8トン、金メッキのための金440kg、当時の人口の半数近くの延べ260万人以上を動員した大事業。752年の大仏開眼供養のあと、幾多の災禍に遭い、現在、目にする頭部は、江戸時代に再建されたものだという。

「仏教の力で国を安定させたい」「世のすみずみまで光を届けたい」という天平の願いがこめられた廬舎那仏。今もなお、日本の歴史を静かに見守っている。

会員 田中 みどり (47期)



# LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS  
2022年9月号

## 特集

### 02 東京地裁書記官に訊く

— 建築関係訴訟・借地非訟編 (2022年版) —

- I 建築関係訴訟編
- II 借地非訟編

## インタビュー

### 18 映画監督 内藤 瑛亮さん

## 新連載

### 28 クローズアップ刑弁

第1回 被告人質問において、捜査段階で黙秘していたことについて  
検察官から質問された場合の異議 柏本英生

## 連載等

### 22 常議員会報告 (2022年度 第3回/第4回/第1回臨時)

### 25 理事者室から

東弁理事者室トリビア～明日人に話したくなる真実の理事者室～ 加納小百合

### 26 財政改革実現ワーキンググループ報告

会費月額2000円減額達成のご報告・御礼と次の課題

- ・財政改革に向けて引き続き議論を 山岸憲司
- ・財政改革実現WGの活動を振り返って 矢吹公敏
- ・これまでの財政改革の総括と残された課題 大井 暁

### 30 親子法改正要綱の解説

第4回 嫡出否認制度の見直し 雨宮さやか・廣畑牧人

### 31 人権問題最前線

第11回 受刑者にも裁判を受ける権利を  
民事裁判出廷制限事件—2016年(平成28年)2月2日勧告 大辻寛人

### 32 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告 東京地方裁判所委員会報告 「民事交通訴訟」について 島田耕一

### 33 東弁今昔物語～150周年を目指して～

第9回 代言人組合 皆 真希

### 34 消費者問題の最前線

第3回 製品事故におけるデジタルプラットフォーム提供者の法的責任 林 慶太郎

### 36 パブリック事務所の現在

第4回 せらびゅーていっくな法律事務所—多摩パブリック後編— 芝崎勇介

### 38 わたしの修習時代：全力で駆け抜けた2年間 50期 犀川 治

### 39 73期リレーエッセイ：“新人”弁護士 木村康一郎

### 40 心に残る映画：『ショーシャンクの空に』 古橋夏樹

### 41 コーヒーブレイク：祖父の思い出 中川裕子

### 42 会長声明

### 53 インフォメーション

# 東京地裁書記官に訊く

## —建築関係訴訟・借地非訟編(2022年版)—

今回の特集は、およそ12年ぶりとなる「書記官に訊く」シリーズ「建築関係訴訟・借地非訟編」です。今回もまた、東京地方裁判所民事第22部(調停・借地非訟・建築部)に所属し、建築関係訴訟や借地非訟事件を取り扱っている書記官の方々に執筆していただきました。

前回特集(2010年11月号「東京地裁書記官に訊く—建築関係訴訟・借地非訟編—」\*1は、当会会員のみならず、多くの法曹関係者から注目を集めました。ただ前回特集から既に10年以上の月日が経過している上に、改正債権法の施行(施行日:2020年4月1日)に応じたアップデートも必要とされている状況にありました。

また、民事第22部のウェブサイト上では、瑕疵一覧表、追加変更工事一覧表といった書式データの提供も行われています(この他にも、同サイトには、借地非訟事件についての説明や書式データ等も掲載されておりますので、本特集とも併せ、是非、ご参照ください\*2)。

このような状況を踏まえ、今般、LIBRA編集会議より、民事第22部に本特集についてご相談申し上げましたところ、快くお引き受けいただくことができました。特集の実現にご協力いただいた民事第22部の皆様方には、この場をお借りし、御礼を申し上げます。

本特集が、前回特集に引き続き、会員の皆様方の執務のご参考になりますことを願ってやみません(なお、本特集に掲載されておりますURLは、全て2022年6月30日時点のものです)。

\*1 [https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2010\\_11/p02-19.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2010_11/p02-19.pdf)

\*2 [https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/13/Vcms3\\_00000562.html](https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/13/Vcms3_00000562.html)

LIBRA編集会議 志賀 晃, 酒井 昌弘, 濱島 幸子

### CONTENTS

<b>I 建築関係訴訟編</b> .....	3頁
1 訴訟段階での留意点	
2 争点整理段階での留意点	
3 手続の進行についての留意点	
4 民事第22部における専門家の活用について	
5 訴訟終了段階における留意点	
参考文献	
別紙	
<b>II 借地非訟編</b> .....	13頁
1 申立段階における留意点	
2 審理段階における留意点	
3 手続終了段階における留意点	
4 その他	
参考文献	

# I 建築関係訴訟編

## 1 訴訟段階での留意点

### (1) 民事第22部で取り扱う建築関係訴訟事件の定義

ア 民事第22部が担当する建築関係訴訟は、①建物（不動産登記規則111条参照+建築途上の工作物や附属施設等の建築物（建築基準法2条1号、同88条等参照）、リフォームを含む）の設計、監理又は施工の瑕疵（契約不適合）、工事の完成、工事の追加又は変更、設計又は監理の出来高が争点となる事件（請負代金請求、損害賠償請求、売買代金請求）と②工事に伴う振動又は地盤沈下に基づく損害賠償請求事件です。瑕疵、追加変更工事、出来高、工事の完成・未完成といった専門的事項が問題とならない事件（例：基本工事等の完成による代金請求に対して、単に契約締結の有無が争点となっている請負代金請求）は対象外となっています。

イ 建物売買契約における瑕疵（契約不適合）を理由とする損害賠償請求事件は、新築物件に限って対象となり、中古物件は対象とはしていません。

ウ 訴訟提起時点で、民事通常訴訟事件と判断されて通常部に配てんされたものであっても、その後、訴訟進行の比較的初期の段階で、民事第22部に配てん替えが行われる場合があります（例：基本工事等の完成による代金未払いを理由とする請負代金請求の訴え提起後、被告が工事の未完成、瑕疵等の反論をした場合等）。

### (2) 管轄

管轄は民事通常訴訟事件と変わりありません。

### (3) 訴状、附属書類

訴状、附属書類についても、基本的に民事通常訴訟事件と変わるところはありませんが、後記2(2)で述べる書証に関する留意点、(3)で述べる事件類型別の争点整理での留意点を踏まえた訴状の作成、書証の準備をお願いします。

## 2 争点整理段階での留意点

### (1) 瑕疵等一覧表

建築関係事件は、事件類型上、争点が多数となることが多く、また、建築に関する専門的知見を要するため、審理の対象が的確に絞れず、争点が不必要に拡散したり、見通しが立てづらかったりする傾向にあります。そのため建築関係事件では、訴訟提起又は調停申立ての早い段階から事件の性質等を検討したうえで争点整理を行い、争点の整理の一環として、各種一覧表を提出してもらっています。

ア 一覧表は、①要件事実の的確な主張立証の確保（要件事実外の事情的な主張の抑制を含む）、②裁判所及び当事者における争点及び重点項目（結論に影響が大きい項目やその立証可能性等、除斥期間や消滅時効による権利消滅可能性も考慮する）の把握の容易化、③専門家の事案把握、現地調査の円滑化等に資すると考えられることから、民事第22部では、ほとんどの事案で作成をお願いしています。

イ 一覧表はExcelファイル形式による瑕疵一覧表（別紙1〔11頁掲載〕）、追加変更工事一覧表（別紙2〔12頁掲載〕）、出来高一覧表、時系列表等の各種一覧表の書式（掲載場所：裁判所ウェブサイト\*1⇒各地の裁判所⇒東京地方裁判所／東京簡裁以外の

\*1 : <https://www.courts.go.jp/index.html>

都内簡易裁判所⇒裁判手続きを利用する方へ⇒民事第22部(調停・借地非訟・建築部)⇒建築訴訟事件について)を用意しています。

ウ 一覧表は、まず、瑕疵(契約不適合)を主張する側が瑕疵についての項目や補修方法及び金額、証拠を記入して相手方及び裁判所にデータファイルを送信し、相手方がこれに対する認否、反論、証拠を入力した上で、他方当事者及び裁判所にデータを送信する、というデータファイルを交換し合う方法により争点を整理していくものです(データファイルの交換方法については、現状では、基本的にはウェブ会議用アプリにアップロードする方法で、裁判所及び相手方と共有しておりますが、今後変更される可能性もございますので、個別の事件においては、相手方及び裁判所にご相談ください)。

エ 民事第22部では、一覧表は、争点整理後、最終的に裁判所において修正を行い、完成後に調書や判決に添付する扱いをすることもあります。一覧表は、その完成により争点を整理するものですから、その作成過程においては、準備書面に引用・添付する必要はなく、また書証としての提出は不要です。

オ 一覧表は、その名が示すとおり、一覧性を持たせることが重要です。各記載欄には、できるだけ数行以内で主張内容が理解できるようにまとめてください。行数が多くなるとセル内に主張内容の全文が表示されないことがあります。

カ 争点整理の中途段階で、必要に応じ、一覧表の紙ベースでの提出もお願いしています。その際は、裁判所用のほか、専門委員・調停委員用、担当裁判官用などの写しをご提出いただいております。

キ 一覧表を数次にわたり加筆・修正する場合、直近のものどどこが変わったのかが分かるよう、変更点にアンダーラインを引いたり、文字の色を変えたりするなどの工夫をしていただくこともあります。ま

た、バージョンが分かるように表の右上に必ず加筆・修正した日付及び当事者名を記載してください。

## (2) 書証

ア 訴え提起段階から、例えば、添付書類を含む契約書一式を提出せずに、契約書の一部分のみを提出される例が見受けられます。しかし、契約書一式の中には、平面図や立面図が含まれていることがほとんどであり、これらは建物の概要を説明するための基本的な書証となることから、できるだけその書類の一式が提出されることが望ましいです。

また、ただちに一式を提出することができない場合であっても少なくとも、契約書にどのような添付書類(民間(七会)連合協定工事請負契約約款、図面(枚数)、内訳明細等)があるのかが当初から明らかになっていると、争点整理に便宜です。

イ 大部にわたる文書で頁数の記載がないものは、争点整理や証拠調べの際に混乱しますから、あらかじめ頁数を付してからご提出をお願いします。なお、当事者多数となる事件の場合には、訴え提起後や応訴時点で書証の符号及び番号の付し方等を裁判所に相談していただいてから提出されますと、以後の争点整理が行いやすくなります。

ウ 建築関係訴訟にかかわる文書は、1枚の中に含まれている情報量が多く、重要な情報が他の情報の中に埋もれてしまい分かりづらいことが多いため、書証とする際には、裁判所に提出する写し等にマーカー等で印を付けて重要な箇所を明らかにすることが非常に有用です。その際、原本にマーカーを塗ってしまわないようご注意ください。

エ 書証提出時、ファクシミリ送信では不鮮明になってしまう細かい文字、写真、手書き文字、設計図面などを含む書面については、なるべくクリーンコピーを提出していただくようにお願いします。

オ 写真を提出する場合は、撮影日、対象箇所、撮

影方向を必ず明らかにしてください。その場合、写真撮影報告書等の末尾に図面を添付すると分かりやすいと思われま

カ 特に、①約定違反による瑕疵(契約不適合)を主張している事案や、②追加変更工事についての請負代金を請求する事案では、合意内容の立証が重要ですが、図面、見積書、打合せメモ、現場写真だけでは、内容が断片的であるため、これらに関連づけて合意に至る経緯や工事内容を記載した陳述書をご提出いただくと、事案の把握に有効と考えられます。

そのため、陳述書は、尋問段階ではなく、争点整理段階で提出することも考えられます。

### (3) 事件類型別の争点整理

#### ア 請負代金請求の類型

##### a 本工事

契約書があっても、具体的な工事内容が記載されていないことがあるため、そのような場合、図面、見積書、当事者からの事情聴取等に基づいて、契約内容についての主張を補充する必要があります。

逆に、詳細な契約書が存在する場合には、特約の見落とし等がないようご注意くださいと思います。

その他、代金について確定額の合意がなく、相当額とする旨の合意があった場合には、相当額についての主張立証が必要になります。

##### b 追加・変更工事

追加・変更工事では、①本工事の範囲及び工事金額、②追加工事の範囲及び合意した工事金額(相当額とする旨の合意があった場合は相当額)、③完成及び引渡を主張する必要があります。

多数の追加変更工事を主張する場合は、追加・変更工事一覧表を活用し、主張書面においては総論的主張を行うにとどめ、合理化、効率化を図ってください。

##### c 出来高請求

①請負契約締結後、②施工等の途中で注文主解除や債務不履行解除により契約が終了した場合に、③既施工部分があり、④その工事内容が可分であり、⑤注文者が既施工部分の給付に関し利益を

有するときには、特段の事情がない限り、⑥引き渡した既施工部分の出来高請求をすることが可能です。

この場合は、契約の終了事由を明確に主張する必要があります。特に問題となるのは、工事や瑕疵を巡って紛争が生じ、施工が中断して工事再開の見込みが立たないような事案です。相手方の履行遅滞による解除、黙示の合意解除、帰責事由は別とした後発的履行不能による契約の終了等いかなる終了事由を主張するのか、予備的主張も含めて検討する必要があります。

#### イ 設計監理料請求の類型

a 主要な争点としては、次のものが想定されるどころです。

① 設計料の有無を含めた契約の成否

② 報酬額の定めがない場合の相当な設計監理料

③ 設計が途中で終了した場合の設計出来高

b 設計出来高の算出方法に関し、平成31年1月21日付け「国土交通省告示第98号」で報酬の基準が定められ、同告示には、基本設計及び実施設計に関する標準業務の内容も記載されており、設計者が負うべき債務の内容(設計条件等の調整、法令上の諸条件の調査、関係機関との打ち合わせ、基本設計図書の作成、実施設計方針の策定、概算工事費の検討等)を理解する上で参考となる事項が記載されています。本類型の訴訟を担当される際には、一読をお勧めします。

#### ウ 瑕疵(契約不適合)を理由とする損害賠償請求

a 請負契約に基づく請求の場合、改正債権法施行前の契約の場合、建物完成前においては債務不履行責任、完成後においては瑕疵担保責任の問題となりますが、改正債権法施行後の契約の場合は、完成の前後も問わずに契約不適合責任になりますから、瑕疵(契約不適合)に関する損害賠償請求に関しては、完成の前後は法的構成という意味では重要ではなくなります。

b 売買契約に基づく請求の場合、売買契約の内容の具体的主張や、基本的書証(売買契約書、

登記事項証明書)の提出を失念しやすいので、ご注意ください。

- c 瑕疵(契約不適合)を主張する場合、①瑕疵の主張内容(原因と現象の区別等)、②その責任原因(瑕疵担保責任、不法行為責任等)、③契約内容について、検討してください。

また、瑕疵(契約不適合)の主張に当たっては、「あるべき施工」(原告と被告との間の合意の内容)と「実際の施工」(被告が行った合意内容に反する施工の内容)とを明確にしてください。

## エ 工事被害型

第三者被害型ともいい、工事による第三者建物への被害(隣地の掘削工事等による傾斜、ひび割れ等)を理由とする損害賠償請求です。

被害が甚大になる傾向にあり、また関係資料も多くなるため、多くの場合、事実関係について時系列的な整理を行うほか、工事の内容(掘削の深さ、山留工事の工法)、施工者による周辺建物に対する事前及び事後の調査の有無及びその内容、第三者建物への被害状況等が問題になります。

### (4) 準備書面等の提出について

ア 準備書面等の提出について、専門委員や調停委員を選任した場合、当事者から提出された書面を専門委員や調停委員へ郵送で送付していますので、裁判所用と合わせて専門委員・調停委員の人数分の写しをご提出いただきますようお願いいたします。

提出期限経過後に準備書面が提出された場合、準備書面を調停委員等へ郵送できず、結果的に調停委員等は、準備書面等を期日までに十分読み込むことができなくなりますので、提出期限は厳守していただくようお願いいたします。

イ ファクシミリで送信した準備書面等をいわゆる正式書面とする場合には、調停委員等への郵送処理の関係もありますので、送信書にファクシミリ書面が正式書面である旨の記載をお願いします。

なお、提出期限の関係や、少しでも早く主張等

を裁判官や調停委員等に読んでもらうことを意図してと思われませんが、午後5時以降に大部の準備書面等がファクシミリで送信されることがあります。しかし、期日直前にファクシミリによって準備書面等が提出された場合、内容や落丁等の確認が十分できないことがありますので、提出期限を経過してしまった場合には、速やかに裁判所及び調停委員等用のクリーンコピーのみご提出いただき、ファクシミリによる提出は控えていただくようお願いいたします。

## 3 手続の進行についての留意点

### (1) 訴訟手続と調停手続との並進

民事第22部に係属する訴訟事件を調停に付した場合、訴訟手続を中止せずに、そのまま民事第22部において訴訟手続における争点整理や必要に応じて人証調べを行いつつ、これと並行して、調停手続において専門家調停委員の関与の下、建築技術上の専門的事項にかかる紛争整理、金額評価にかかわる出来高等の算定を行うなど、訴訟手続と調停手続のそれぞれの利点を生かした並行審理で進めることが多いです。

民事第22部以外の民事部に係属する建築訴訟となりうる訴訟事件を調停に付した場合には、調停手続のみを民事第22部で行うため、訴訟手続との並行審理は行われず、民事第22部以外の民事部で行われていた審理手続を前提に、引き続き民事第22部が調停手続を行うこととなります。

このため、民事第22部以外の民事部で建築事件と思われる訴訟手続を行っている場合には、訴え提起後、当事者双方は、速やかに瑕疵(契約不適合)、追加工事、出来高等の追加又は反論の主張を検討してください。

### (2) 現地調査について

民事第22部の建築関係訴訟において現地調査を行う場合、専門委員又は専門家調停委員と共に現地調査を実施することが多く、専門委員を関与させる場合には進行協議期日又は調停期日として、調停委員を関与させる場合には現地における調停期日として、これを実施しています。

その他、現地調査については、後記4(4)エを参照してください。

### (3) 現地調査の結果を証拠とする場合

現地調査は証拠調べ期日ではないため、現地調査の結果を証拠化する必要がある場合には、当事者において写真撮影を行い、写真撮影報告書を書証として提出するなどしていただくことになります。

### (4) 電話会議及びウェブ会議での書面による準備手続について(民訴法175条等)

裁判所は相当と認めるときは、当事者の意見を聞いて、争点整理を書面による準備手続に付して行うことができるとされています。

建築訴訟事件の場合、施主、元請業者、下請業者、孫請業者、協力会社、共同事業者など、当事者が複数又は所在が全国各地になることが多いため、各代理人事務所を電話又はウェブで繋いで行う上記書面準備で時間を掛けて争点整理を行うことは、当事者の負担軽減、紛争の早期解決に寄与することが多いため、事案によっては、第1回口頭弁論期日を取り消して、書面による準備手続に切り替えることもあります。

特に、ウェブ会議での書面による準備手続を行う場合には、事前に担当書記官からウェブ会議用アプリに登録する代理人のメールアドレスの情報提供のお願いをします。その後、希望される代理人には裁判所が作成した同アプリの設定手順書等を送付いたしますので、手順書等に従って準備をお願いします。

一部の書面提出方法を、電子メール送信またはウェブ会議用アプリでのアップロードにより行っていただくこともありますので、提出方法などについては、民事第22部とご相談ください。

## 4 民事第22部における 専門家の活用について

### (1) 制度の概要

民事第22部で活用される専門家には、専門委員、調停委員があります。

専門委員制度は、直ちに合意による紛争解決が困難であり、最終的に紛争解決に専門的な知識経験を必要とする場合に、その分野の専門的知識・経験を有する専門家に、訴訟手続(争点又は証拠の整理等、証拠調べ、和解等の各手続)に参与してもらい訴訟手続を円滑に進行させるための制度です。このように、紛争解決に専門的知識経験が必要な場合にこれを補う者を専門委員といいます(民訴法92条の2)。

専門委員を、訴訟手続だけではなく、調停事件へも関与させることがあります(非訟法33条)。

調停制度は、調停委員会等が当事者の言い分を聞き、必要があれば一定の範囲で事実を調査した上、法律的な判断を基本に置きながら、紛争の実情に応じて当事者を説得したり、その主張を互いに歩み寄らせて合意に導き、条理にかなない、実情に即した解決を図ったりする制度です。調停委員は、裁判官(又は民事調停官)と共に調停委員会を構成し又は調停事件について専門的な知識経験に基づく意見を述べる等の事務を行います(民調法8条)。

両者の主な相違点は、【表1】[8頁掲載]のとおりです。

### (2) 各委員が事件に円滑に関与するための留意点

ア 各委員には、進行を円滑に進めるため、当該事件の内容、争点、当事者の主張等を把握してもらう必要があります。そのため、民事第22部では、専門委員、調停委員が事件に関与することが決まったときは、双方当事者にそれまで裁判所に提出された主張、立証の書面の写しを各委員用として準備していただいています。その後、当事者が裁判所へ提出する書面については、各委員用もあわせて提出するようご協力いただいています。

イ 事案解決のためには、極めて専門的な事項の質問等を各委員から行うことも多くあります。

審理の充実のためには、当事者本人や、現場の担当者等を期日に同行する必要もあることをご留意ください。ただし、この場合でも、代理人は、対応、回答を当事者任せにせず、法律的な観点を十分に踏まえて主張、立証をするようお願いいたします。

表1 専門委員と調停委員の相違点

	専門委員	調停委員
根拠規定	(1) 訴訟手続 民事訴訟法 92 条の 2 (2) 調停手続 民事調停法 22 条, 非訟事件手続法 33 条 1 項	民事調停法 8 条
関与場面	(1) 訴訟手続 ・争点又は証拠の整理等 ・証拠調べ ・和解 (2) 調停手続	調停
権限	(1) 訴訟手続 専門的事項につき説明する。当事者, 証人等に質問する。 (2) 調停手続 専門的な知見に基づく意見を述べる。当事者, 証人等に質問する。	当事者の主張立証等を聴取し, 紛争解決の方法を提示する。 囑託に基づき事件の関係人から紛争の解決に関する意見を聴取する。
発言内容等の性質	(1) 訴訟手続 一般的な事項についての「説明」にとどまる。アドバイザー的な立場からのものであり, 発言した内容は証拠とはならない。 (2) 調停手続 調停事件について「意見」まで述べる。ただし, 訴訟手続においては, 調停事件において述べられた「意見」は, そのままでは証拠とはならない。	調停事件について「意見」まで述べる。ただし, 訴訟手続においては, 調停事件において述べられた「意見」は, そのままでは証拠とはならない。

### (3) 専門委員制度における留意点

ア 法律上, 専門委員は, 専門的な知見に基づく説明を聴くために手続に関与させるものです。

専門委員制度の趣旨から, 専門委員には, 裁判所の専門的知見を補う役割以上に, 事案についての判断をゆだねることはありませんので, 当事者の本来行うべき主張立証活動が重要であることは言うまでもありません。

イ 専門委員を指定する際には, あらかじめ裁判所が専門委員候補者とした者について当事者の意見を聴く必要があります(民事訴訟法92条の5第2項)。これは, 専門委員の「公平・中立な立場での関与」の担保に資するものです。裁判官又は書記官を通して代理人に意見をお聴きしますので, 代理人においては, 専門委員候補者と当事者との利害関係の有無だけでなく, 代理人の事務所との利害関係についても調査してください。

ウ 専門委員が関与する訴訟手続は, ①争点又は証拠の整理等, ②証拠調べ, ③和解です。

#### a 争点又は証拠の整理等への関与

① 裁判所は, 訴訟関係を明瞭にし, 又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要と認めるときは, 当事者の意見を聴いて, 決定で, 専門委員を手続に関与させることができます(民事訴訟法92条の2第1項)。ただし, 専門委員の説明や調停手続の中で述べられた意見は, 鑑定や人証と異なり, そのまま判決の資料とはなりません。

② 民事第22部においては, 民訴規則34条の6第1項に基づく専門委員のみによる係争物の現況の確認調査はほとんど行っていません。現地を確認する必要がある場合は, 原則として, 瑕疵一覧表等の作成などの争点整理がすべて終了した時点で, 現地での進行協議期日を指定し, 裁判官, 専門委員及び当事者双方で現地の瑕疵等の箇所を確認しています。この場合, 裁判

官等の旅費等は当事者負担となります。必要があれば書記官からその旨の連絡を行いますので、速やかに民事予納金として保管金納付の手続きをとってください。現地での進行協議期日の際の留意事項は、後述する調停手続における現地調査と同じです。

#### b 証拠調べへの関与

- ① 裁判所は、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門委員を手続に関与させることができます。この場合、尋問期日において、裁判長は当事者の同意を得て、専門委員が被尋問者に対し直接問いを発することを許すことができます（民訴法92条の2第2項）。
- ② 証拠調べ期日においては、専門委員は、裁判官と同じく、法壇上に着席します。
- ③ ここでの専門委員の説明は、口頭弁論調書の「弁論の要領等」欄、又は証人等尋問調書の「陳述の要領」欄に「専門委員の説明」として記載されることがあります。ただし、専門委員の説明は、証人等尋問調書に記載されても証拠にはなりません。

#### c 和解への関与

- ① 専門委員を和解手続に関与させる場合には、当事者の同意が必要です。
- ② 和解は、争点整理手続や証拠調べ手続と異なり、当事者の合意によって紛争解決を目指す手続ですので、当事者双方が自主的な紛争解決のために専門委員を利用したいという意向をもってしている場合には、地価・賃料額、出来高や相当な報酬額等の算定に関する事など、判断にかかわる事項を含めた説明を聴くことも可能です。しかし、この場合でも、ここでの専門委員の説明等をそのまま判決の資料にすることはできません。また、和解に際しての専門委員の説明はあくまで当事者が自己責任に基づいて譲歩や合意の判断をするための参考にするものであることに留意してください。

#### (4) 調停手続における留意点

##### ア 付調停となる事件

瑕疵該当性やこれに対する補修金額の査定、複数の瑕疵修補方法等が主張された場合における当否等、裁判官のみでは判断することが困難な専門的知見を必要とする事件の相当数が調停に付されています。

##### イ 付調停となる時期

原則として、争点整理が終わり、裁判官が検討・整理すべき項目（要件事実と類型的な証拠提出指示や法律判断）と専門家に検討を委ねるべき項目（専門的知見を必要とする争点）の区別がついた時点で付調停決定を行います。

##### ウ 訴訟との関係

民事第22部以外の民事部から調停に付した場合と、民事第22部で調停に付した場合とで、その処理の一部が違ってきます。

- a 民事第22部以外の民事部が行った付調停決定では、口頭弁論期日等の訴訟手続を「中止して、追って指定」とし、調停手続で解決をはかりませんが、民事第22部で行った付調停決定では、訴訟の中止はせず、訴訟手続において主張及び証拠の整理を並行して行うのが適切と考えられる場合など、調停期日と同一期日に弁論準備手続等期日を指定し、訴訟手続と調停手続を並行して行うこともあります。
- b 調停が成立した場合、訴訟手続については、訴えの取下げが擬制され（民調法20条2項）、終了します。

##### エ 現地調査

- a 調停期日を実施し、一定の主張・立証が終了した時点で、必要があれば、現地での調停期日を指定します。まれに、「とりあえず現地を見てほしい。見てもらえれば分かる。」等と現地調査を希望する代理人がありますが、主張及び立証の整理がされないまま、現地に赴いても、裁判所、調停委員（専門委員）及び当事者間の共通した

認識がないため、事後に主張された瑕疵等の事項に対する認識等と食い違いが生じ、結果として、再度、主張等の整理をするために現地調査を行うこととなれば、最初の現地調査に意味がなくなりますし、その分、紛争解決に向けた進行が遅くなることも考えられます。

- b 現地においては、瑕疵について施主側に、追加工事について施工者側に、一覧表に記載の工事箇所を示してもらい、裁判所はそれらをチェックしていきます。

現地での調査時間はおおむね1時間から2時間程度とすることが多いため、効率的なチェックができるよう、説明者側において、使用する一覧表記載の項目を、確認する順番に並べ替えたものを裁判所に提出したり、チェック順序を確認したりすることをお願いします。

- c 現地調査日が決まったら、現地の正確な住居表示を裁判所に知らせるとともに（事件記録上、不動産登記簿上の地番表示しか判明していない場合も多いため）、できるだけ早急に現地周辺の地図（最寄り駅から現地までの順路をマーカーで印をしたもの、最寄り駅から現地までの距離が長い場合は、その間の交通方法（徒歩、バス等）も記載したもの）等を調停委員（専門委員）用、裁判官用として複数部提出をお願いします。

- d 現地での説明を施主や施工業者のみに任せ、説明内容に関知しない代理人も見受けられますが、代理人は、依頼者と説明内容をよく協議しておいてください。

- e 現地では、当事者本人のほか、当事者以外の工事関係者等が多数参加している場合も多く、また、非常に狭いところでの説明となることもあります。現地調査は議論をする場面ではありませんので、発言内容には十分ご留意ください。

#### オ 調停終了時における留意点

調停が不成立となると、調停不成立調書が作成され、調停委員（専門委員）の意見が添付されることが一般的です。

その後は訴訟手続で審理を行います。その際、有利な意見を付された方が、当該調書の謄写を行い、これを書証として提出することが一般的です。

## 5 訴訟終了段階における留意点

### (1) 和解(調停)成立

利害関係人を参加させる場合には、利害関係人参加申出書（資格証明書（利害関係人が法人である場合）等の疎明資料、委任状（利害関係人が代理人を選任した場合）、送達用郵券の添付が必要となる場合があります）の提出と利害関係人本人又は代理人の期日への出席が必要となるので、出頭の確保をお願いします。

また、金銭の支払方法について振込みを利用する場合は、期日前に、振込先口座のメモを提出していただくと、和解（調停）調書の作成に便利ですので、ご協力ください。

### (2) 判決

瑕疵一覧表等の最終版を判決に添付することがあります。その場合には、必ず弁論終結前までに裁判所に電子メールまたはウェブ会議用アプリで電子データの提出をお願いします。

#### 参考文献

- ① 判例タイムズNo.1453～1455, 1489, 1490, 1495  
建築訴訟の審理モデル 各種編〔判例タイムズ社〕
- ② 岸日出夫ほか編「Q&A建築訴訟の実務」（改正債権法対応の最新プラクティス）〔新日本法規出版〕2020年3月
- ③ 小久保孝雄・徳岡由美子編「建築訴訟 リーガル・プログレッシブシリーズ」〔青林書院〕2015年3月  
（※品切・改訂中）
- ④ 齋藤繁道編著「建築訴訟 最新裁判実務大系」〔青林書院〕2017年11月
- ⑤ 松本克美、齋藤隆ほか編「【専門訴訟講座2】建築訴訟〔第2版〕」〔民事法研究会〕2013年3月

別紙1

【別紙1】瑕疵一覧表

記載例

通置、原告・被告の表示を入れ替えて使用してください。

作成者・作成年月日を記載してください。その後、一覧表のやり取りの過程で、加筆・修正等をした場合は、その履歴(年月日、加筆・修正者、文字の色)を記載してください。

事件番号・保名を記載してください。

令和〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号 民事第22部〇係  
令和〇〇年〇月〇日原告作成  
令和〇〇年〇月〇日被告記入  
令和〇〇年〇月〇日原告修正 赤字

瑕疵一覧表

番号	現状			あるべき施工とその根拠												
	施主側(原告)	施工者側(被告)	証拠	施主側(原告)	施工者側(被告)	証拠	主張	金額	証拠	金額	主張	証拠				
1	…の位置において、布基礎のかぶり厚が4cmしかない。	甲〇の△ 頁及び乙〇写真 No.1	甲〇の△ 頁及び乙〇写真 No.3	基礎にあつては、かぶり厚さは、捨てコンクリートの部分を除いて6cm以上としなければならない(建築基準法施行令〇条〇項)	基礎のかぶり厚が6cm以上としなければならないことは認められる。		かぶり厚を確保するためには、…工事を施す必要がある。	¥3,000,000	補修補法につき、甲〇の1頁、補修費用甲〇の8頁	補修の必要はない。	¥0	Z〇の3 頁及び乙〇写真 No.3				
2	1階居間と茶の間との間に1cmの段差がある。	甲〇及び甲〇写真 No.2	Z〇の△ 頁及び乙〇写真 No.4	本件住宅は公庫・リアフリ一部増設貸家住宅であるから、公庫・リアフリ一構造に係る基準〇条により、同部分の段差は3mm以内とする必要がある。	甲〇の△ 頁黄色のアンダーライン部分		茶の間の床を張り替えが必要である。	¥750,000	甲〇の9 頁No.4	補修の必要はない。	¥0					
3	設計図書で定められた非常灯が設置されていない。	甲〇 No.3											認める。ただし、原告が指摘する見積もりは高すぎで、せいぜい2万円をもちて足りる。よって総額は原告主張より1万円安くなる。	¥40,000		
4																
合計								¥3,800,000					¥40,000			

一覧表のやり取りの過程で、加筆・修正等をした場合は、加筆・修正した箇所にアンダーラインや文字の色を変更するなどを施し、加筆・修正していただく。

實しに關する証拠の引用については、出来るだけ図面や写真による特定をお願いします。

\* 1 基礎、外壁、1階玄関、洋室1、和室1、…、2階、屋根というように、横分順序を想定し、主張する瑕疵の部位ごとの順番で記載するようお願いいたします。  
\* 2 証拠は、証拠番号及び具体的な写真・図面に必要に応じて該当箇所のラインマーカによる特定をお願いします。  
\* 3 「あるべき施工とその根拠」欄には、なされるべきであったと主張する施工の内容とその根拠(明示の合意、又は建築基準法等の法令、住宅金融公庫基準、技術水準等の内容及びそれが契約内容及びそれを超える根拠)を具体的に記載してください。

【別紙2】追加変更工事一覧表

記載例

作成者・作成年月日を記載してください。その後、一覧表のやり取りの過程で、加筆・修正等をした場合は、その履歴(年月日、加筆・修正者、文字の色)を記載してください。

事件番号・係名を記載してください。

令和〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号 民事第22部〇係  
原告〇〇〇〇/被告〇〇〇〇  
令和〇〇年〇月〇日原告作成  
令和〇〇年〇月〇日被告記入  
令和〇〇年〇月〇日原告修正

追加変更工事一覧表

番号	項目	施工者側(原告)				施主側(被告)							
		本工事の内容	証拠	追加変更工事の内容	追加変更理由	証拠	A本工事金額	日変更後金額	差引(B-A)	本工事の認否	追加変更工事の認否	主張金額	証拠
1	1階洋室東側窓	〇〇製△△の引違い戸	甲〇の△△買△行目	〇〇製××の引違い戸	令和3年〇月〇日定例会議における施主からの指示	甲〇の△△買△行目	¥100,000	¥60,000	¥-40,000	認める。	認める。	¥0	
2	1階浴室	ホーローの浴室の設置	甲〇の△△買△行目	ステンレス製浴槽の設置	令和3年〇月〇日現場における施主からの指示	甲〇の△△買△行目	¥200,000	¥500,000	¥300,000	認める。	認める。	¥200,000	Z〇の〇買〇行
3	1階トイレ	和式トイレの設置	甲〇の△△買△行目	ウォッシュレット付の洋式トイレの設置	令和3年〇月〇日ファックスによる施主からの指示	甲〇の△△買△行目	¥200,000	¥300,000	¥100,000	否認する。和式、洋式に限定されず、トイレ工事一式として金額が定められた。	ウオッシュレット付洋式トイレが設置されたことは認めるが、追加変更であることは否認する。本工事の範囲内である。	¥0	Z〇の〇買〇行
4	2階洋室			収納棚の新設			¥150,000	¥150,000	¥150,000	認める。	認める。	¥150,000	
5							¥500,000	¥1,010,000	¥510,000			¥350,000	

一覧表のやり取りの過程で、加筆・修正等をした場合は、加筆・修正した箇所(アンダーラインや文字の色)を変更するなどを実施し、加筆・修正してください。

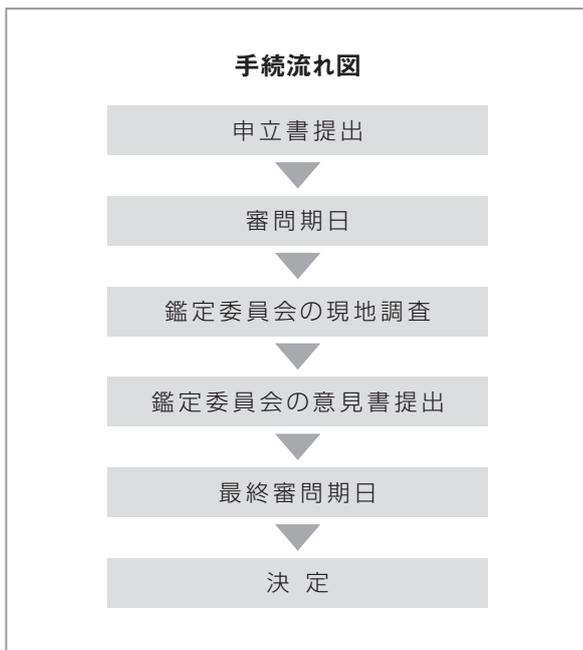
適宜、原告・被告の表示を入れ替えて使用してください。

## Ⅱ 借地非訟編

### 1 申立段階における留意点

#### (1) 民事第22部借地非訟係で取り扱う事件の種類

民事第22部借地非訟係では、主に借地借家法17条から20条に規定されている借地非訟事件、即ち、①借地条件変更申立事件、②増改築許可申立事件、③賃借権譲渡・転貸許可申立事件、④競売又は公売に伴う土地賃借権譲受許可申立事件、⑤更新後の建物再築許可申立事件を扱っています。



#### (2) 受付場所

借地非訟事件の申立ては、直接、民事第22部で受け付けます（申立書の提出先は民事事件係ではありません）。

#### (3) 受付時間

申立書の審査に30分から40分程度かかりますので、円滑な審査のため午前中は11時まで、午後は4時までにお持ちください。

#### (4) 管轄

「借地権の目的である土地の所在地を管轄する地方裁判所（借地借家法41条）」となっておりますので、東京都内の借地については当庁が管轄することとなります。ただし、23区及び島部以外の借地につきましては立川支部で取り扱うこととされています。

#### (5) 申立書

借地非訟事件の申立書は、最高裁判所と日本弁護士連合会で協議して定めた事件種別ごとの定型書式がありますので、なるべくそちらをご利用ください（定型書式は、以下のサイトに掲載してあります）。

【裁判所ウェブサイト\*1⇒各地の裁判所⇒東京地方裁判所／東京簡裁以外の都内裁判所⇒裁判手続きを利用する方へ⇒民事第22部（調停・借地非訟・建築部）⇒借地非訟事件の書式例】

#### (6) 申立書作成時の注意事項1（各事件類型共通事項）

##### ア 記載事項

借地非訟事件手続規則10条1項に列挙されている事項を記載してください。

契約書の不存在等の理由で不明な場合は「不明」と記載し、申立書には空欄のないようにしてください。

##### イ 当事者の特定

借地非訟事件では、当初の契約が古く、契約当事者が変更されたり、契約が更新されたりしたにもかかわらず新たに契約書等が作成されていない場合や、土地や建物の登記名義が変更されていない場合もよく見受けられます。その場合、申立書記載の人が当事者であること及び申立書記載の人の他に当事者にすべき人がいないことを、戸籍謄本や遺産分割協議書等で疎明する必要があります。

## 〔具体例〕

- a 契約書上の当事者はA、登記はB名義、申立書ではBを当事者にする場合→AからBへの移転登記の登記原因が「相続」「売買」となっていれば原則として疎明不要。そうでなければ疎明必要。
- b 契約書上の当事者はA、登記もA名義、申立書ではBを当事者にする場合（登記名義が変更されていない場合）→Bが当事者であること及びB以外に当事者とすべき人がいないことの疎明が必要。
- c 契約書上の当事者はA、登記はB名義、申立書ではCを当事者にする場合→A、B、Cの関係につき疎明が必要。

## ウ 借地権の目的の土地及び範囲の特定

借地権の目的となる土地は、通常、申立書に別紙土地目録を利用して表示します。

同目録では、借地権の目的となる土地の特定のほか、土地の面積及び借地権の範囲を特定してください。

## 〔留意点〕

- a 土地の面積については、登記面積、契約面積、実測面積に相違がある場合はそれらを併記してください。
- b 借地権の範囲については、それが一筆の土地全部である場合は特定不要ですが、一筆の土地の一部である場合、複数の土地にまたがっている場合などは図面により特定してください。
- c 土地目録には、「住居表示」を併記してください（鑑定委員会が現地に行くことがあるため）。

## エ 附属書類

- a 申立書添付書類  
申立書副本（相手方人数分）、委任状（代理人による申立ての場合）、資格証明書（当事者に法人がいる場合）、固定資産評価証明書（土地・建物）
- b 証拠書類（正本・副本）  
登記全部事項証明書（土地・建物）、公図写し、

賃貸借契約書等

- c 証拠説明書

## (7) 申立書作成時の注意事項 2（各事件類型固有事項）

## ア 借地条件変更申立事件（借地借家法17条1項）

- a 借地権設定者、借地権者が複数いる場合は、原則として、その全員を当事者にする必要があります。
- b 普通建物（非堅固建物）所有目的の条件がある借地上の建物を、堅固建物に増改築しようとする場合、借地契約に増改築禁止特約があるときは、借地条件変更の申立てとともに増改築許可申立ても必要となります（平成27年4月以降運用を変更しています）。
- c 必要書類  
用途地域証明書

## イ 増改築許可申立事件（借地借家法17条2項）

- a 借地契約で、借地権設定者の承諾なく増改築することを禁止するなど、増改築を制限する旨の特約がある場合に申し立てることができます。
- b 借地権者と建物所有者が異なる場合は、両者の共同申立てが必要です。
- c 借地権設定者、借地権者が複数いる場合は、原則として、その全員を当事者にする必要があります。
- d 申立時期は、原則として、増改築工事の着手前である必要があります。
- e 建築予定建物が現在の借地条件と合致することが必要です（借地条件と異なる建物を建築する場合には、借地条件変更申立てを併せて行う必要があります）。
- f 増改築目録には、別紙として、①予定建物の敷地図面（配置図）、②予定建物の100分の1平面図、立面図、断面図（建ぺい率、容積率等の表示も必要）、③借地の接道状況、境界から予定建物までの距離、間口、奥行等の採寸入り図面、④仕上仕様書を添付してください。リフォームの場合は、図面や工事予定表などでリフォーム

ームの内容について特定してください。

g 必要書類

用途地域証明書

ウ 土地賃借権譲渡・転貸許可申立事件（借地借家法19条）

- a 借地権設定者、借地権者が複数いる場合は、原則として、その全員を当事者にすることが必要です。
- b 借地権譲受予定者からの申立て（代位申立て）はできません。
- c 借地権譲受予定者は具体的に特定されていなければなりません。
- d 建物譲渡前の申立てであることが必要です。
- e 必要書類  
借地権譲受予定者について、①特定する書面（住民票、全部事項証明書）、②資力を証する書面

エ 競売又は公売に伴う土地賃借権譲受許可申立事件（借地借家法20条）

- a 借地権設定者、借地権者が複数いる場合は、原則として、その全員を当事者にすることが必要です。
- b 代金納付後、2ヶ月以内に申し立てることが必要です。
- c 必要書類  
代金納付済み証明書、現況調査報告書、評価書

オ 更新後の建物再築許可申立事件（借地借家法18条）

- a 本手続は、現行の借地借家法施行（平成4年8月1日）後に締結した借地契約を更新した後に問題となる類型です。
- b 借地権者と建物所有者が異なる場合は、両者の共同申立てが必要です。
- c 借地権設定者、借地権者が複数いる場合は、原則としてその全員を当事者にすることが必要です。

d 建築予定建物が現在の借地条件と合致することが必要です（借地条件と異なる建物を建築する場合には、借地条件変更の申立てを併せてする必要があります）。

e 増改築禁止特約がある場合でも、17条2項の増改築許可申立てを併せて申立てることは不要です。

f 増改築目録には、別紙として、①予定建物の敷地図面（配置図）、②予定建物の100分の1平面図、立面図、断面図（建ぺい率、容積率等の表示も必要）、③借地の接道状況、境界から予定建物までの距離、間口、奥行等の採寸入り図面、④仕上仕様書を添付してください。

g 必要書類

用途地域証明書

(8) 申立手数料

ア 「借地権の目的である土地の価格」が手数料算定の基礎となります。

具体的には、「借地権の範囲（面積）の固定資産評価額」が目的の価格となります。

ただし、土地に関する事件に当たりますので、平成6年3月28日付け民事局長通知「土地を目的とする訴訟の訴訟物の価格の算定基準について」により2分の1を乗じてください。

また、増改築許可申立てのみ、さらに10分の3を乗じてください。

イ 申立手数料及び収入印紙は、申立書審査時に裁判所で計算しますので、収入印紙は申立書に貼付せずに持参してください。

## 2 審理段階における留意点

(1) 申立書の補正

申立書の補正・追完が必要な場合、担当書記官から申立人代理人に連絡させていただきますので、速やかな補正・追完をお願いします。補正・追完が遅れると、第1回審問期日の指定も遅れ、事件の速やか

な進行の妨げとなります。なお、相手方につき、申立時点より前に相続が発生していることが判明する事例が散見されます。申立前に、必要に応じて住民票等を確認するようにしてください。

## (2) 審問期日、証拠調べ

借地非訟事件は、対審構造をとっており訴訟に準じた形で進行します。主張は準備書面等をご準備いただき、書証は審問期日に原本をご持参ください。

また、準備書面、書証は相手方に直送をお願いします。

## (3) 介入権行使

相手方が建物及び賃借権譲受許可申立て（いわゆる「介入権申立て」）を行う場合、申立書書式は民事第22部窓口を用意してありますのでそれを使用いただいても構いません。

申立手数料は基本事件の申立手数料と同額です。また、代理人が申し立てる場合、介入権の申立ては特別授権事項（借地借家法45条2項）となっておりますので、ご注意ください（申立時の委任状に介入権申立てについても盛り込むことをご検討ください）。

## (4) 鑑定委員会への求意見

### ア 鑑定委員用資料の提出

鑑定委員会へ求意見する際には、鑑定委員3名分の資料として、申立人代理人、相手方代理人双方にそれぞれの主張書面、書証すべての写し3部の提出をお願いしております。鑑定委員会は、現地調査前から記録の検討や調査を行いますので、速やかな提出にご協力ください。訂正をしているものは訂正を反映したものを提出いただき、別紙の添付もれや落丁のないようにお願いします。

### イ 固定資産関係証明書の提出

相手方代理人（借地条件変更許可申立てにおいて借地権設定者が申立人となった場合には申立人代理人）には、固定資産関係証明書（いわゆる公租公課証明書）の提出をお願いしております。鑑定委員会が

付随処分についての意見を出すために必要となります。

この書面は借地権設定者（地主）のみが取得可能なものとなっておりますので、提出にご協力ください。

## 3 手続終了段階における留意点

### (1) 和解

当事者間で和解に向けた話し合いが進行している場合、進捗状況を担当書記官までお知らせいただくと裁判所も速やかに準備することができますので、ご協力ください。

また、和解条項案については、電子データとしても提出をお願いする場合がありますのでご協力ください。

### (2) 決定

決定書をお渡しできる状況になりましたら、担当書記官が電話でお知らせします。

決定書正本の受領方法について、郵便特別送達を希望するか、書記官室での交付送達を希望するかを、担当書記官までお伝えください。

## 4 その他

借地非訟手続の概要につきましては、東京地方裁判所民事第22部のウェブサイト（裁判所ウェブサイト\*1⇒各地の裁判所⇒東京地方裁判所／東京簡裁以外の都内裁判所⇒裁判手続きを利用する方へ⇒民事第22部（調停・借地非訟・建築部）⇒借地非訟事件について）においても詳しく説明をしておりますので、そちらもご参照ください。

### 参考文献

- ① 園部厚著「書式 借地非訟・民事非訟の実務〔全訂五版〕—申立てから手続終了までの書式と理論（裁判事務手続講座）〔民事法研究会〕2016年2月
- ② 植垣勝裕編「借地非訟の実務」〔新日本法規出版〕2015年3月

映画監督

## 内藤 瑛亮さん

鬱屈とした衝動を秘めた少年少女を描き続け、近作では『ミスミソウ』や『許された子どもたち』など、少年事件、いじめ問題などを題材とした映画を手がけている内藤瑛亮監督に、少年事件、いじめ問題などについての思い、これらの問題を映画の題材とすることへのお考え、作品を通じたメッセージなどをお伺いしました。

聞き手・構成：富田 寛之  
写真撮影：坂 仁根



— 私は、内藤監督の『許された子どもたち』という作品の題名を見たときからすごく気になっていて、一度お話を伺えたらと思っています。よろしくお願ひ致します。

よろしくお願ひします。

— 内藤監督が、監督を目指すようになったきっかけとか何か影響を受けた作品とか、もしあれば教えていただきたいんですけど。

ずっと映画監督を目指そうと思っていたわけではなくて、どちらかというと漫画が好きで絵を描くのも好きで、漫画家になりたいなと思っていました。とはいえ、そんなにパツとうまくいくわけもなく、教員免許を取って採用試験も受けて、教員にはなってしばらく働いていたんですけど、土日とか夏休みを使って自主製作で映画を作り始めました。なので20代中盤くらいで初めて映画を作ってみたいかと思ったような形ですね。

— そうなんですか。先生をやられていた期間は、どのくらいなんですか。

5年くらいですね。

— その間に生徒とか親とかと接する機会があって、それが作品に影響を与えたということもありますか。

そうですね。

— 今回、監督の作品『許された子どもたち』と『ミスミソウ』について拝見したんですけども、他の作品も含めて、少年が主人公の映画が多いと感じましたが、少年たちに焦点を当てた映画を作ろうというのが、監督の中にあるんですか。

自分が10代のころ少し暗かったこともあって、みんなめちゃくちゃになって欲しいみたいな暗い欲望があるというか。酒鬼薔薇聖斗事件の犯人と同年代だったりして、何となくああいう方向にいつてしまう感じが分かるというか。共感という言葉は言い過ぎですけど、自分があんなったら怖いなって結構身近に感じていました。なので「そうなってしまった、なり得たかもしれない、悪い道に進んだ自分」みたいなイメージで、罪を犯してしまう少年少女というのが自己投影しつつ描きたい対象としてあるのだと思います。

— 監督自身は、作品の中で描かれている、いじめっ子の側に立つというわけではなかったのですね。

そうですね。どっちかという、いじめられる側。思い切りいじめられていたわけではないんですけど、いじられるというか。小柄だったし、運動もできないので、いじめの被害者に転じる不安感は常にありました。『ミスミソウ』はそういう不安感をフィクションの形で爆発させた作品です。『許された子どもたち』に関しては、どちらかというに加害者だった子供たちに興味を持ったというか。加害者が生まれなければ被害者も生まれまいだろうということ。

——なるほど。『許された子どもたち』のオープニングで、後に加害者となる主人公が小さいころいじめられて血を流して帰ってきてお母さんと会うというシーンがあるんですけど、あれは、いじめっ子をつくる要因みたいなことの表現でしょうか。

内藤朝雄さんといういじめに関する研究をされている方の本をいくつか読みまして、いじめ被害者が加害者に転じてしまうケースは多々あるそうです。その場合のいじめ行為というのはある種の治癒行為というか、癒やしになってしまっている。いじめられて弱かった自分をいじめの加害者に転じることで打ち消そうとしているというか、その心理はすごく分かるなと思ったんです。

——『許された子どもたち』の作品の中で、殺した理由はあったかもしれないけれども覚えていないという台詞がありました。監督の意図はどのようなものだったのでしょうか。

色々な少年事件の加害者少年の本や、川崎中1殺害事件の傍聴記録なども読んだのですが、加害者の少年自身が「何で自分は加害行為をしてしまったのか？」と、ぼんやりしているような印象がありました。ロジカルに説明できていないというか。衝動的な部分もあるし、悪意はあったんでしょうけど、ここまで発展させる気はなかったんじゃないかという印象がありました。周囲の人が理由をきっちり語り合う場を設けて、子供から引き出すために、頑張っって歩み寄らないと、自分で理由をはっきり形にできないのかなと思ったんですね。『許された子どもたち』でいうと、そういう場を彼は失ってしまって、だから理由を説明すること

ができなくなってしまった。それは自分が教員をやっていた経験もあって。子供は問題行動をしてしまうものですが、それ自体は悪いことじゃない。問題行動を自分で反省したり、「衝動的にやってしまったけど、これこれこういう鬱屈があってやってしまったんだ」というのが判明すると、「じゃあ、それを解決していけばいいね」という方向にいけるんですが、「とにかく僕は悪くない」「この子は悪くない」となってしまうと、その根っこにあるものが結局解決しないまま、本人もそれを理解できないまま進んでしまって、しこりとして残ってしまったり、いずれ大きな問題になってしまったりするのではないかと、と思っています。

——監督の作品では、いじめのシーンがよく出てきて、その描写がリアルだなというのを感じたんですけど、それは教員のときに感じたことと関係しているんでしょうか。

僕が教員として勤めていたのが特別支援学校だったので、健常者のいじめとはちょっと違ったんですが、僕が10代だったときを思い出すと、いじめとかはやっぱりあって。僕はどっちかという傍観者みたいな立場で、いじられキャラみたいな感じだったから、いつ被害者になってしまうかという不安は強くありました。当時はいじめられる側にも責任があるみたいな風潮もあって、短気だとか、ちょっとダサイとかって勝手に自分で理由をつけて、傍観者であることを自分に許してしまっていたというのがあって。

それは今の若い子たちと話しても、あまり変わってない印象があります。『許された子どもたち』の撮影前に、出演した子供たちと一緒にいじめに関するワークショップを行いました。その一環で、「いじめのロールプレイ」をやったんです。被害者役と加害者役を設定して、それぞれに抽象的な名前を付ける。「アイスクリームちゃん」「アイスクリーム君」みたいな感じで。加害者役には設定にちなんだことで被害者役を罵ってくださいとお願いする。すると「お前のせいで太ったんだ」とか「うんこみたいな形しやがって」とか「すぐ溶けるなよ」みたいな感じでみんな罵倒する。

これが思いのほか、すごく盛り上がったんです。加害者側、罵倒する側からすると、いかにきついフレーズ

で面白く沸かせるかという方に心理が働いて、より過激な言葉を選んでいく。そのときに被害者の心がどう痛むかというよりは、加害者チームにいるみんなの受けが欲しいみたいな感覚になってしまって、高揚感もあって、笑い声に溢れていました。終了後に振り返って話してみると、結構怖いことだねと思って。そういう加害者性は誰にでもあるんじゃないか、ということをお話しました。

みんなで誰か1人を攻撃することに、我々はどこか高揚感や喜びを覚えてしまうところがある。だから、突出した悪人がいていじめをしているというよりは、そういう部分のセーブが利かずに表出してしまっていると。それに僕らはブレーキをかけないといけないよね、みたいな話をして。この体験を通じて実感を得たので、映画内でいじめ加害者役を演じる子には活かしてもらいました。いじめ加害者は楽しんでやっているし、被害者側に責任があると思って行動している。

——監督の作品の中では、いじめのターゲットの人がいなくなってしまうと、また代わりの人が出てきてしまうみたいなところが描かれていましたが、ターゲットがいないと、物足りないという思いがあるのですかね。

そうですね。代替可能であって、サンドバッグにされる対象。それは、下手すると加害者側にいる人でもいつか転落して被害者側に行くかもしれないという、その緊張感が子供たち自身にあるなと感じました。出演した子供たちともいじめについて話したのですが、大事なことは「LINE」で送らないようにしていると言っていました。それは、下手したら「LINE」で誰かの悪口、例えば「あいつ嫌だよね」という誘い水があって、同調して悪口を「LINE」で送ったら、それをスクリーンショットされて「あいつ悪口言っているぞ」と晒されてしまう。誘い水かけられただけなんですけど、つるし上げられていじめられる対象になってしまう。だから、本音は形に残らないように口頭で。悪徳政治家みたいな（笑）。

そんな緊張感でいるんだというのが、ちょっと怖い。いじめという本質的なところは変わってないと思うんですが、形に残ってしまうし、ネットで晒されてしまったら、デジタルタトゥーとなって半永久的に消えな

いんじゃないかという不安があって、すごく緊張感に晒されながら、今の子どもたちは交友関係を築いているんだなと痛感しました。

——『許された子どもたち』では、少年審判のシーンも描かれていましたね。

少年審判がどういうものなんだろうということにすごく興味がありました。大人が受ける刑事裁判とはこんなに形が違うんだとか、裁判官と呼ばれる人が結構柔らかい口調でしか聞かないんだとか、もっと厳しく追及しているものだと思っていたけど、実はこうなんだと見せることが、この作品のやるべきことなんじゃないかなと思って。

少年審判は、大人の刑事裁判みたいに事実をつまびらかにするというよりは、少年の更生を第一にしていると思うんです。それはいいことだと思うんですが、罪を犯した少年が、その罪をしっかりと認識するという意味では、事実が明確になった方が後々の更生には役に立つというか、プラスになるはずと思うんですけど、ある種の性善説に立って、その少年の更生を促すようなやり方のときに、事実が結局明確にならない場合もあるなって感じて。その弊害を描きたかったんです。

——『許された子どもたち』には、弁護士が付添人に出きますよね。拝見して、弁護士に対する不信感とかがあらわれるのかなというのをちょっと思ったんですけど（笑）。

ちょっと悪く描き過ぎちゃったかなと。今日、ここに来るの怖かったです（笑）。でも、あの人なりにロジカルに考えた上で、少年を救うにはどうしたらいいのかという立場で、少年の利益を第一に考えて行動したという形で描きました。僕は個人的に不信感があるわけではないんです（笑）。

——『許された子どもたち』では、加害者少年を正しく導いてくれる大人が出てこない、大人が踏み込んで救ってくれるような展開にはならないですが、そこはあえて描かなかったということでしょうか。

フィクションだと乗り越えていくような話が多いと思うんですけど、贖罪する機会を奪われていくような話にしたいと思っていました。

— なるほど、そうですね。

いかに失敗してしまうかみたいな感じにしたいくて。唯一、同級生の女の子が救いになるはずの存在だったと思うんですけど、それすらも失敗してしまうという風にしたいなと思っていました。だから「あそこでああしておけば」と思いながら観ていただければいいなと思っています。

— 救ってくれるはずの、正しい方向に導いてくれるはずの人を、主人公は拒絶をしてしまったということ、感じてほしかったということですね。

そうですね。本来は彼女を選んで親から自立するというか、よく親殺しが象徴的な感じで描かれて成長していくみたいなパターンが多いと思うんですけど、この作品は、その親殺しに失敗する子供の話になっています。少年事件の謝罪の事例などを読んだときに、やはり贖罪はそう簡単なものではないし、被害者自身が謝罪を受け入れられないということもある。作品の中でも謝りには行くけど、何を謝っているのか分かってないんじゃないかと突きつけられる。本当は、そこから続けていかなきゃいけないんだろうなと思うんです。

— 少年事件の更生とか謝罪について調べられたんですか。

色々な文献を読みました。「(加害少年が) いきなり家に来て土下座したけど、自分に酔っているだけ感じた」とか。「手紙が来ていたけど、途中から止まってしまった」とか。

— 新しい構想や新しい作品を考えていますか。

今回はある意味で贖罪や更生に失敗してしまう話なんですけど、ちゃんとフィクションとしてそこが成功するパターン、前に進んでいける話を今度は描きたいなと思っています。

— 確かに『許された子どもたち』のラストは、私とかも突き放された感が若干見ている人間としてはあって、「え、どうしよう」みたいな思いも少しあったので、そこら辺を描いてみるということですか。

そうですね。

— フィクション的ということとは、やっぱりあまり現実にはないと感じられているのですか。

そこは難しいところなんですけど、あまり絵空事にはならないようにしたいとは思っています。ちゃんと着地したなという感じのものを次は描きたいと思います。

— 今回は、弁護士との面談や裁判所での少年審判でも、真実と向き合って反省する機会が与えられなかったから最終的にうまくいかなかったということですね。逆に裁判所とか弁護士とかに対して望むものはありますか。

そんなにあまり偉そうに言えないです…。

— いいえ、せっかくの機会なので。

加害者になるような少年少女はなかなか心を開かないと思うんです。そこにはすごい問題があったりして、カウンセリングや心のケアがまず大事なのかなと思っていて、罪を償うとかどうかよりもうちょっと何個か手前で、何かが引っ掛かっている子もいるんじゃないかなと思うんです。そもそも罪と認識する前の段階というか。例えば、発達障害だったりしても、そういうことに対するケアを受け入れてなくて、本人も保護者もその自覚が無くて、犯罪の方についてしまっていると。でも、そもそも犯罪を認識できるような教育を受けられてないという、そういうケースもあるんじゃないかなと思っているので、罪と向き合う前段階の部分がちゃんとケアされるといいんじゃないかなと思います。

— 今日はありがとうございます。次回作をぜひ期待しております。

ありがとうございます。

## プロフィール ないとう・えいすけ

1982年生まれ。愛知県出身。映画美術学校フィクションコース11期生修了。特別支援学校に教員として勤務しながら、自主映画を制作する。退職後は『ミスミソウ』『許された子どもたち』等を手掛ける。WOWOWドラマ『DORONJO』が10/7より放送・配信開始。

# 東弁理事者室トリビア

～明日人に話したくなる真実の理事者室～

副会長に就任し、早くも4ヶ月が過ぎました。この間、私が理事者室で見聞きした「東弁理事者室トリビア」を会員のみなさまにお届けします。知らなかった！と思ったら、心の中で「へえ～」とつぶやいてください。

## 現行法規は、なんと635本！

弁護士会は、総会・常議員会の立法機関、会長副会長という執行機関、綱紀懲戒という裁判機関を擁する組織であり、役員は、日々、多数の会則、会規、規則、細則などと格闘しております。東弁の会員ページの左上には、「会則・会規」という表示があり、これをクリックすると「東京弁護士会法規集」という立派な会則会規を納めたページが現れます。

「現行法規一覧」の上部に小さく「635件の法規が存在します。」と出ています。なんと、当会は関連法規を635本かかえながら、運営されているのです。我々も、日々、何か事が生じた時は、すぐに「規則なんだっけ？」「細則あるっけ？」と確認しつつ、業務を行っています。

## 我々は公務員？

ある日、吉田副会長がつぶやきました。「どうも我々は見做し公務員らしい」。一同「ええっ」。

確認しました。弁護士法35条3項「会長及び副会長は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」。確かに、我々は見做し公務員でした。寺町副会長は「やっぱり私たち行政機関類似なんだよね。納得した！」

## 秘書課であって「秘書」課でない

秘書課は、その響きから、役員のスケジュール管理などの秘書業務を中心としたセクションと思われがちですが、全く違います。理事者会・常議員会・総会の運営を担当しており、会則会規のプロです。常議員会にかかる規則



副会長 加納 小百合 (47期)

主な担当業務：公設事務所運営、市民会議、法律相談センター運営、消費者問題、外国人の権利、紛争解決センター、合同図書館等

改正など、日弁連とやり取りしながら、問題点をチェックして教えてくれます。とっても頼りになります。

## 創立記念日は規則で定める！

東弁の創立記念日は、「創立記念日に関する規則」（昭和39年制定）に定められています。

「第1条 本会は、毎年6月29日を創立記念日と定める」（1880年6月29日に、当会の前身である東京代言人組合の創立総会が開かれたことに由来します）。規則のため、創立記念日を変更することは、総会ではなく、常議員会決議で可能なのです。

## 理事者室のおやつゾーン

出張のお土産やいただき物のお菓子のほか、腹ペコ副会長にはカップスープが置かれています。副会長は健康第一、トマト味が人気です。

## 会長のモットー (motto イタリア語、語源はラテン語)

伊井会長は、どれほど遅くならうとも、どれほどタクシー代がかかろうとも、翌日どんなに早い会議があろうとも、必ずご自宅（それなりに遠い）に帰宅されます。ご自宅でないとは落ち着かないそうです。家族愛、強めです。

## トリビア発見は続くよ……

私が担当する委員会は、法律相談センターや紛争解決センターなど、いわゆる「現業」を多く抱えています。こうした部署は、当会職員が会員と市民と接する最前線。トラブルが生じた場合、規則細則のどこをどう解釈し適用していくのか、日々悩みの尽きないところです。そういう時は、経験豊富な職員の方々や委員会の会員の方々にお聞きし、「ああ、こうだったんだ」と学び発見する日々です。今後も、任期を全うするまで、東弁理事者室トリビアを増やし続けていきます！

## 財政改革実現ワーキンググループ報告

# 会費月額2000円減額達成のご報告・御礼と 次の課題

財政改革実現ワーキンググループ（以下「WG」といいます）では、昨年12月、「第三次答申書（2021年度）」を公表し、①収支改善努力の継続を前提とすれば、当初の目標であった2024年度までに、全会員に対し、月額2000円の会費減額を実施することは可能であると判断されること、②減額の実施時期については、引き続き全会を挙げて財政改革に取り組むことを条件に、前倒しをして早期実現を図る政策判断も是とすること、を提言しました。これを受けて、本年3月14日の当会臨時総会において、本年12月からの全会員に対する会費月額2000円減額等が承認されました。これにより、WGの当初目標は達成されたこととなりますが、この間、当会会員、当会職員から多大な協力をいただきました。改めて厚く御礼申し上げますとともに、今後の課題等についてご報告いたします。

（元財政改革実現ワーキンググループ事務局 上村 剛）

## 財政改革に向けて 引き続き議論を

元財政改革実現ワーキンググループ座長  
**山岸 憲司** (25期)

当会の財政基盤を確固たるものにしながらか減額を実現する……そのことを熱い思いをもって活動に取り組む会員や支える職員のやる気を削がないように配慮しながら進めるという難しい課題に、WGでは悩みを抱えながら議論してきた。

当会の財政の在り方を深く分析し考えるきっかけを作り、問題提起をした安井執行部、大胆に支出削減の実践をした篠塚執行部、コロナ禍の中、引き続き支出削減に取り組んだ富田執行部、3月の臨時総会

で会員全員の会費月額2000円減額を実現した矢吹執行部、そして、問題点を抽出、分析し、財政改革の提言を重ねたWGメンバー、それら活動を支えた職員の方々のご努力に敬意を表する。ご理解、ご協力いただいた会員にも感謝したい。

これを機会に、監事意見書も参考に、当会の財政の在り方、会務とプロボノの在り方などにも関心を持ち議論していただきたい。

また、人件費の削減、OA関連費の削減、会館特別会計の在り方など、今後も引き続き議論しなければならないことも多い。

再三言ってきたことであるが、1年で執行部が総入れ替えになるという宿命から逃れられない以上、予算執行について複数年度を俯瞰した点検、チェック、政策の見直しを継続して行う必要がある。

その努力があつてこそ、将来の会員、職員に盤石な東弁を残すことができる。

## 財政改革実現WGの活動を振り返って

元財政改革実現ワーキンググループ事務局長  
矢吹 公敏 (39期)

2019年2月に設置され、同年3月に始動したWGの事務局長として2年間、当会の財政改革に参加した。WGは、当会の財政に課題が山積していたことから設置されたものである。その目的は、公益活動に積極的に取り組んできた当会の伝統を守りつつ、会員の会費負担を軽減し、あわせて当会で働く職員の働き方改革を実現するべく、財政面での「持続可能性」を確保することであった。

## これまでの財政改革の総括と残された課題

元財政改革実現ワーキンググループ事務局長  
大井 暁 (44期)

WGは、2019年2月、全会員会費月額2000円減額を実現するための財源の確保を目標として設置され、2019年度から2021年度まで毎年度、第一次ないし第三次答申を行った。2022年3月14日の当会の臨時総会において、全会員会費月額2000円減額を実現する会則改正が行われ、WGの目的はひとまず達成された。

2016年度から2018年度までの一般会計の収支差額は3期連続の赤字であったが、2019年度の一般会計の収支差額は1億4532万3965円、2020年度2億8445万6075円、2021年度1億6229万6497円の3期連続の大幅な黒字となった。2021年度末（2022年3月末）の一般会計の次期繰越収支差額は、15億9910万8844円に増加した。毎年度の理事者や職員をはじめとする当会を挙げての財政改革の取組みの成果である。

もっとも、当会の財政改革は道半ばであり、当会の活動を持続可能なものとするには、引き続き堅固な財務基盤の構築に取り組む必要がある。WGの第三次答申書の提言においても、「引き続き全会を挙げて財政改革に取り組むことを条件」として全会員会費

当会の財政改革は、単に支出を削減することのみを目標としているのではない。例えば、残業時間削減は、人件費の抑制だけでなく、事務局職員のワークライフバランスの向上につながる。各委員会等の活動についても、その内容を見直す「選択と集中」により、支出を抑えるだけでなく、より効率的で、強力な体制を築くことが可能となる。WGの理念は、数々の公益活動や会務活動に先駆的役割を果たしてきた当会の良き伝統を守りつつも、当会の組織・体制を強靱で安定したものに作り変える、あくまで「前向き」な改革であった。当会が、現在及び将来の会員にとって魅力ある弁護士会であり続けるための活動なのである。

幸いにも、2022年3月の臨時総会で、WGの達成目標であった会員全員の会費月額2000円減額等が承認され、会員数も持ち直しつつある。しかし、それで満足することなく持続的に財政のさらなる改善に取り組むことを期待して止まない。

月額2000円減額を是とした。今後、当会が引き続き取り組むべき課題として、次のことを指摘したい。

まず、2020年の初頭から新型コロナウイルスの感染拡大により、当会の事業活動支出が大幅に抑制されている。大幅な黒字決算は、その影響による面がある。新型コロナウイルス感染症が収束し、事業活動が例年並みに戻った場合にも、収支が均衡するよう継続的な取組みが必要である。

次に、2022年12月から全会員会費月額2000円減額が実施されるが、これにより当会の会費収入は約2億円強の減収となる。この減収に対応するだけの収支改善は概ね達成されたと評価できるが、シミュレーション上では2026年度まで一般会計の収支差額が赤字を継続すると予測される。もとより赤字の継続は不健全であり、早期に収支均衡を回復する必要がある。

WGの第一次答申では、事業費・管理費（人件費除く。以下同じ）の増加率を1%に抑制するシーリングが設定されることを前提とした。また、予算執行ガイドラインが予算要求段階のみならず予算執行計画の段階でも原則として遵守されるよう答申をした。全会員会費減額の実施を開始した後は、事業費・管理費の予算執行管理が特に重要である。

そのほか、2022年度以降も継続して取り組むべき課題として、正職員人件費の見直し、次期業務システムの構築、会館修繕積立金、東京三会の負担割合、新入会員の増加推進の取組み等の問題がある。WGの解散後も、引き続き理事者や担当委員会がこれらの課題に鋭意取組みを続けることを期待したい。

## クローズアップ刑弁

第1回 被告人質問において、捜査段階で黙秘していたことについて  
検察官から質問された場合の異議

刑事弁護委員会委員 柏本 英生 (69期)

## 1 「クローズアップ刑弁」連載開始にあたって

今回から、3カ月に1回のペースで、刑事弁護に関する連載を開始することになった。執筆は当会刑事弁護委員会委員が担当する。

刑事弁護の領域は大昔から日々進歩を続けている。刑事事件における弁護実践の中には、当初は一部の弁護人しか行わず検察庁や裁判所もあまり理解を示さなかったが、先人の弁護人らの努力によって徐々に実務を動かし、現在では定石となりつつある活動もある。黙秘、被告人質問先行、被告人の着席位置を弁護人の隣とすること(SBM=sit by me)、手錠腰縄問題などが挙げられるだろう。当連載では、近時の刑事弁護実務におけるホットトピックに毎回焦点を当て、よりよい弁護活動を行っていくために必要な情報を発信していく予定である。

第一回では、「黙秘」をテーマとし、中でも、「被告人質問において、被告人が捜査段階で黙秘していたことに関する質問を検察官がしてきた場合の対応」について紹介したい。

## 2 捜査段階における黙秘

現在では、捜査段階において黙秘を選択・指示することは当たり前になりつつある。司法研修所においても、「黙秘が原則」との指導が行われるまでになった。当会の新人ゼミ研修や各種研修でも、原則としては黙秘を指示することを前提に、被疑者に黙秘を継続してもらうためのアドバイスの仕方等を具体的に指導している。

捜査段階において原則として黙秘を指示すべき理由や、具体的な対応の仕方等については、次回取り上げる予定である。以下では、捜査段階で被疑者が黙秘をしていたことを前提に、公判でどのように対応すべきかについて検討を加える。

## 3 黙秘について理由を聞かれた場合の異議

捜査段階で黙秘を指示すると、供述調書が全く存在しないか、存在したとしても、弁護人による初回接見前に作成された簡素な弁解録取書や身上調書のみであることが多くなる。そのため、公判においては必然的に被告人質問先行となる(弁解録取書や身上調書を検察官が証拠請求してきた場合も不同意、必要性なしと意見を述べた上、被告人質問終了後まで採否を留保するよう裁判所に働きかけることになろう)。

その際、反対質問において、捜査段階で黙秘したことについて質問されることがある。

その場合には、主に、以下のような流れで黙秘に関する質問が行われていくことが多いと思われる。

- ① 検察官「捜査段階で黙秘していましたよね」  
被告人「はい」
- ② 検察官「なぜ黙秘していたのですか」  
被告人「弁護人と相談して黙秘することに決めました」
- ③ 検察官「黙秘をするのは不誠実な態度ではないかと思いませんか」「真実をすべて正直に話そうとは思わなかったのですか」「被害者に対する反省の気持ちはなかったのですか」等の質問が続く

普段から捜査段階で黙秘を指示している弁護士であれば、公判において、このような反対質問をされた経験をいくつも持ちであろう。その対策として、「黙秘の理由を尋ねられたら弁護人に黙秘するよう言われたからと答えてください」とアドバイスする弁護士は多いかもしれない。しかし、それだけでは不十分である。なぜなら、検察官が黙秘していたことに関する質問をすることで、事実認定者が「この被告人は自分に不都合なことがあったから供述できなかったのであろう」などと不利益な推認をしてしまう危険性があるからで

ある。このような不利益推認が行われる危険性は、事実認定者が裁判員であっても裁判官であっても同じように存在する。

不利益推認の禁止は黙秘権の権利内容として当然に導かれるものである。また、不利益推認が行われようとする状況を作出すことは、黙秘権の行使を萎縮させることにつながるから、実質的に黙秘権を侵害するものであることは明らかである。

そのため、異議を出す必要がある。検察官が黙秘に関する質問を始めた①の時点で異議を出すべきである。「異議があります。検察官がこれから黙秘の理由を尋ねようとしていることは明らかです。捜査段階において黙秘したことについて質問することは、実質的には黙秘権侵害です」といった異議を述べるべきである。また、捜査段階において黙秘をしていたとの事実、争点に関する判断になんら影響を及ぼさないとはいえないから、「関連性がない」との異議を述べることも可能であろう。

周りの委員に尋ねたところ、①の質問に対して異議を出した場合の対応は裁判官によってまちまちであり、異議が認められたり検察官の尋問を制限したりする場合もあるが、異議を認めない裁判官も相当数いるようである。

①の質問に対する異議が認められず、②の質問がなされたら、再度、「黙秘の理由を尋ねることは実質的な黙秘権侵害である」との異議を述べる。必要に応じて、「黙秘権の行使を萎縮させるような活動は許されない」とも主張する。周りの委員に聞いたところ、この段階では、多くの裁判官が異議を認めるか尋問を制限するが、一部では尋問を制限しない裁判官もいるようである。

②の質問に対する異議も認められず、検察官がさらに

黙秘に関する質問を続ける場合には、再度異議を申立てることになる。しかし、周りの委員の話聞く限りでは、①②の質問がなされた時点で異議を出していれば、裁判所が止めるのか検察官が自主的に止めるのかはともかく③の質問が行われることは少ないようである。

検察官が③の質問を続けた場合の対処も事前に考えておく必要がある。まず前提として、検察官が質問をするたびに前述のような異議を毎回出すことになるであろう。ただし、依頼者に対して、質問にどう対応すべきか事前に指示しておく必要がある。対応としては、黙秘させるか質問に答えるかのいずれかになる。これまで述べたとおり、③の質問は実質的な黙秘権侵害に当たるものであって、そのような質問に答える必要はないし答えるべきではないから、黙秘させることが素直な帰結であろう。しかし、黙秘に関する質問をすることが実質的な黙秘権侵害に当たらないと考えている裁判体においては、まさに、黙秘をしていることによって不利益な推認をされる可能性がある。最終的には個々の弁護人の判断に委ねられることになるが、それまでの訴訟指揮を踏まえて不利益な推認をされる可能性が高いと思われる場合には、検察官からの質問に答えることも検討しなければならないだろう。

## 4 おわりに

黙秘権をはじめとする被告人の権利に関する裁判所の対応は未だ裁判官によってばらつきがある。裁判所の対応を変えていくためには、弁護人が行動を変えていかなければならない。弁護人が各種権利の重要性を理解し、被告人の権利保障に全力を尽くしていくことが望まれる。

「クローズアップ刑弁」では、次回以降も特定のテーマについて現在の実務の状況やあるべき弁護活動の姿について連載を行う。

## 親子法改正要綱の解説

## 第4回 嫡出否認制度の見直し

法制委員会委員 雨宮 さやか (73期)

法制委員会委員長 廣畑 牧人 (55期)

## 1 要綱のポイント

## (1) 否認権者拡大等

ア 要綱\*1は、嫡出否認における否認権者を夫(父)に限る民法774条を改め、以下のとおり子、母、前夫にも否認権を認める(要綱(以下略)第3の1(1))。

否認権行使方法を訴えに限定する点は維持されるが(民法775条)、否認権者の拡張に伴い、否認権行使の相手方につき規律が整備される(第3の1(2)①)。

## イ 子の否認権

嫡出推定の規定(第2の1)により子の父が定められる場合、子は嫡出を否認できる(第3の1(1)①)。法律上の父と血縁上の父を一致させるという子の人格的利益への配慮等のため、父子関係の当事者たる子にも、推定を否認することができる地位を認めたものである。

子の否認権は、實際上、親権を行う母等の代理行使(第3の1(1)②)によるが、子自らの判断による否認権行使機会の保障のため、一定要件を充足する成年に達した子(成年子)に否認権行使の余地を認める。

即ち、父との継続同居期間が3年を下回る時、成年子は、21歳に達するまでの間、否認権を行使できる。但し、子の否認権行使が父による養育状況に照らし父の利益を著しく害するときは、否認権を行使できない(第3の1(4)③)。

## ウ 母固有の否認権

法律上の父子関係の存否に関し母固有の利益があることに照らし、母自身の否認権を認める。但し、その否認権行使が子の利益を害することが明らかなきときはこの限りでない(第3の1(1)③)。

## エ 前夫の否認権

子の懐胎時から出生時までに母と婚姻していた者であって、子の父以外の者(前夫)にも否認権を認める。但し、否認権行使が子の利益を害することが明らかでないときに限られる(第3の1(1)④)。前夫は、嫡出否認がされないと子を認知できないから、

否認権者とする必要性がある反面、このような否認権行使が家庭の平穏や子の利益を害するおそれがあるためである。

## オ その他

人事訴訟法及び家事事件手続法に否認の裁判内容通知等の規律が置かれる(第3の2, 3)。

## (2) 否認権の出訴期間の伸長

民法777条は、父が子の出生を知った時を起算点として出訴期間を1年とするが、否認権行使機会確保のため、3年に伸長される。否認権者が拡大された関係で、子、母は子の出生の時、前夫は前夫が子の出生を知った時が起算点とされる(第3の1(4)①)\*2。なお、嫡出を否認する裁判がされたことに伴い行使する否認権にかかる出訴期間は、裁判確定を知った時から1年に限られるため要注意である(第3の1(4)⑥)。

## 2 本改正の意義・必要性

現行嫡出否認制度は、夫から家庭内暴力を受けている母や嫡出否認につき夫の協力を得られない母等が、夫を父とすることを避けるため出生届を提出しない、いわゆる無戸籍者問題の一因であるとの指摘があった。

また、否認権者を父に限り、出訴期間も1年とする等、嫡出否認制度の要件は極めて厳格と評されてきた。

本要綱は、無戸籍者問題の解消につながるのと同時に、父子関係の当事者である子、子の父が誰かを最もよく知る者ではあるが濫用のおそれや婚姻道德の観点から否認権行使が認められなかった母、一定の要件を満たす前夫にも否認権を認めることで、子の養育の観点から適切な父子関係の形成に資する意義がある。

## 3 実務に与える影響

否認権者が拡大され、出訴期間や内容が改められる等、実務への影響は大きい。

また、否認権行使要件として子の利益を害することが明らかでないとき等の規範的要件の具体的考慮要素については、今後の解釈に委ねられる。

\*1：本要綱(「民法(親子法制)等の改正に関する要綱」)は、令和4年2月に法制審から法相に答申されたが、本稿執筆時点では改正法案は国会に提出されていない。本稿は、本要綱のまま改正されることを前提に執筆している。

\*2：例外として本稿1(1)イで前述の成年子が規定される。



## 第11回 受刑者にも裁判を受ける権利を

民事裁判出廷制限事件—2016年(平成28年)2月2日勧告

人権擁護委員会委員長 大辻 寛人 (59期)

## 1 刑事収容者からの申立て

申立人は、当時、東京拘置所（相手方）に収容されていた方である。

拘置所に収容されていた間、申立人は、3つの民事訴訟事件の被告となっていたが、資力がなく、訴訟代理人を立てることができなかった。

申立人は、裁判所から呼出状が届くたび、拘置所に対し、出廷の願い出を10回行ったが、拘置所は、いずれも出廷を認めなかった。

## 2 拘置所が出廷を不許可とした理由

拘置所は、申立人の願い出に対し、①職員配置の都合、②訴訟代理人に事件を委任することが可能であり、法テラスによる法律扶助を受ける途が開かれている、③当該民事裁判が初回又は2回目以降の期日であっても実質的に初回扱いとなる口頭弁論期日であれば、本人が出頭せずとも、答弁書その他の準備書面が擬制陳述扱いとなる、との理由により、出廷を不許可とした。

## 3 勧告

当会は、申立人の出廷を一切許可しなかった拘置所の対応が申立人の出廷権を侵害するものとして、拘置所に対し勧告を行った。

## 4 勧告の理由

刑事施設の長は、出廷の許否について広範な裁量があるとされている（法務省矯正局通達昭和35年7月22日矯正甲第645号）が、憲法32条で保障されている出廷権を制限するのであるから、その裁量は厳しく制限されなければならない。原則として出廷を許可すべきであり、例外的に出廷を不許可とするには、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及

び秩序の維持に放置することができない程度の重大な障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限られるべきである。

本件で、拘置所が主張する理由②については、訴訟代理や法律扶助の制度は、あくまで本人の訴訟追行を十全ならしめるための補完的な制度に過ぎない。弁護士に受任拒否の自由があり、仮に弁護士費用が準備できても、必ずしも訴訟代理人が確保できるとは限らない。また、法律扶助も、扶助する事件に条件をつけて審査を行い選別することが許されているから、扶助を受けられない場合も当然に生じ得る。従って、これらの制度があることを理由として出廷権を制限することはできないはずである。

理由③については、拘置所が主張するような「2回目以降の期日であっても実質的に初回扱いとなる口頭弁論期日」における擬制陳述を許容する規定は存在しない。

理由①については、申立人から願い出があった際に、個別具体的に判断すべきであるが、拘置所は、抽象的な職員配置上の不都合を述べるのみであった。

## 5 申立人の願い

申立人は、拘置所職員の対応に不満はなく、ただ、犯罪者だからといって、自ら被害復旧の努力をする機会や、進行中の民事訴訟に出廷して適切な法的助言を得る機会を失うのは不適切なことと考えていた。

本件は平成21年頃のことであるが、現状でも刑事施設収容者の民事訴訟への出廷機会は大幅に制限されている。

令和4年6月15日開催 東京地方裁判所委員会報告

## 「民事交通訴訟」について

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 島田 耕一 (45期)

令和4年6月15日に開催された東京地方裁判所委員会について報告します。今回のテーマは「民事交通訴訟」です。

### 1 裁判所からの報告

#### (1) 東京地方裁判所民事第27部(交通部)からの報告

交通事故自体は減少しているものの、事件数は平成30年のピーク時から若干減った程度で、新受件数が年2,000件程度で推移していること、事件が減少しないのは、被害者がインターネット等で多くの情報を得ることが簡単になっていることから交渉では納得が得にくいことや、弁護士特約付の保険が普及し、訴訟経済上合理性のない事件も増加していることが原因ではないかとの説明がありました。

民事交通訴訟の特徴としては、和解率が令和3年度で72.5%に及ぶことで、通常事件の和解率が30%台であることに比べて高い割合とのことでした。その原因としては、「赤い本」や「緑の本」で事案が類型化され、それに基づいて算定された損害額、過失割合について納得が得やすいことが挙げられていました。また、最高裁において、令和2年7月9日、後遺障害による逸失利益の定期金賠償を認める判決が出され、被害者に将来著しい事情変更があったときに対応できるようになったことの説明がありました。

審理手続きについては、Web会議を活用するほか、事案の概要及び損害額一覧表を採用し、訴状及び答弁書にこれらを添付してもらうことにより、双方の主張及びその証拠が一覧でき、原告被告双方の共通認識を形成することが容易になり、重要なポイントについて重点的に審理できるようになったとのことでした。

#### (2) 東京簡易裁判所からの報告

取り扱う交通事故が主に物損事故であり、実況見分もなされないことがほとんどであるため、当事者の陳述以外の証拠が乏しいことが多かったが、最近ドライブレコーダーの普及により客観的な証拠が増えたとの説明がありました。

また、訴訟が長期化する傾向があるとのことでしたが、その原因は、やはり弁護士特約により、簡易裁判所でも弁護士が代理人に就くことが多くなったことによって、少額訴訟が通常訴訟に移行することも多く、過失割合についても厳しく争われることが増えたことが要因ではないか、とのことでした。

### 2 意見交換

交通部と警視庁との間で、交通事故の問題点について意見交換する場はないのかとの質問がありましたが、そのような場は設けられていない、とのことでした。

Web会議を利用した和解では、実際に裁判所で行う場合と差異が生じないか、との質問に対しては、Web会議でも、代理人事務所において本人が参加される方法や、裁判所に代理人と本人とで来庁いただくなど、事案毎に柔軟に対応しているとのことでした。

また、両裁判所から、事件の増加や和解が困難になり長期化する原因が弁護士特約により代理人が就くことにあるのではないかと報告があったが、代理人が就くことのメリット・デメリットは何か、との質問については、被害者が泣き寝入りをしなくてもよくなる、という点において弁護士特約は有意義なものと考えているが、代理人が依頼者との信頼関係を築けていないと和解成立が難しくなるのではないかと、また、和解が困難になったのは本人の権利意識が高まったこともあるのではないかととのことでした。

その他に、過失割合、自転車事故、キックボード等についての質問がなされました。

### 3 次回令和4年11月14日のテーマは「障害のある裁判員・裁判員候補者に対する裁判所の取組み」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

\*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

## 第9回 代言人組合

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 皆 真希 (56期)

### 1 代言人組合設立前～代言結社の流行

文明開化の流れとともに欧米の書物が潮のように流入されたころ、学術研究などを目的とする森有礼らによる明六社、実業を扱う後藤象二郎による蓬萊社などの結社が相次いで設立されました。

この流れは、代言人界にも及び、島本仲道の「法律研究会」(北洲舎)の他、元田直の「法律学舎」など多くの代言結社ができました。当時の代言結社は、代言業務だけではなく、「或る意味においてバー・アソシエーションの萌芽であり、小規模のロー・スクールであり、かなりの規模のロー・ファーム」と評される活動をしていました。

自由民権運動の高まりにつれ、全国に自然発生した代言結社は、その法律的知識と弁論の技術を買われ、次第に各地における活動拠点となっていきました。

### 2 代言人規則の制定と改正

代言人規則は明治9年に制定されました。当時の代言人規則は、健全な代言人を育成するためではなく、代言人を取り締まるためのものであったため、その後の代言人(弁護士)の地位向上運動は「いかに取り締まりの網の目を切り取っていくのか」という問題意識であったといわれています。

当初の代言人規則は、条文数が15条と極端に少なく、表現も簡易で、解釈にも多数の疑義がありました。そして、代言人免許取得のための「検査」は法律専門職でない各府県の地方官が統一的な基準のないまま行っていたため、誰でも簡単に代言人になることができ、代言人の数が急増しました。破産の三原因を問う出題に対し、「酒と女と博奕」と答えて合格したという笑い(?)話さえあったようです。その結果、質の悪い代言人による弊害も目立つようになりましたが、欧米との不平等条約を是正しなければならないという機運も高まった時代でした。そのためには、法典の整備とともに、民事・刑事とも優れた代言人が自由に活躍できる建前が必要

となり、刑事弁護人制度とともに、代言人規則の整備も急がれました。

そこで、明治13年には代言人規則が改正され、司法卿による全国統一的な試験が実施されることになり、代言人は必ず代言人組合に加入すること(強制加入)が定められました。それまで自由だった代言人の私的な結社は禁止され、北洲舎などの代言結社は強制的に解散させられました。

### 3 東京代言人組合の創設

代言人規則改正により、各地方裁判所の本支庁管轄ごとに一つの代言人組合が設立されることとなりました。東京では、明治13年6月29日に



青松寺

芝区愛宕町一丁目の青松寺において、代言人84名の出席の上で、組合創設総会が開かれ、会長には元田直が、副会長には司法省附属代言人である星亨と目賀田種太郎が当選しました(LIBRA2022年5月号参照)。東京弁護士会の前身となる東京代言人組合の誕生です。創立時の会員数は120名でした。

その後、7月1日から12日まで連日開かれた継続会において、議事規則、組合規則、組合規約などを議決

し、同月16日に検事に提出した議事規則等に基づき、同年7月31日に東京地方裁判所検事から東京代言人組合規則が認可されました。

なお、同じ年に、横浜代言人組合(6月27日)、大阪代言人組合(9月30日)が創立されています。



東京免許代人名一覽表  
(東弁・二弁合同図書館蔵)

## 消費者問題の最前線

## 第3回 製品事故におけるデジタルプラットフォーム提供者の法的責任

消費者問題特別委員会委員 林 慶太郎 (69期)

## 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症を予防する「新しい生活様式」の定着により、インターネットを通じた取引が活発化している。このような取引の場合は、デジタルプラットフォーム（以下「DPF」という）と呼ばれ、オンラインショッピングモールからフリマアプリまで、多様なサービスが展開されている。その一方、インターネット通販で購入された製品による重大事故も増加しており\*1、近年の社会問題となっている。

この点、アメリカでは、DPF提供者に販売業者としての製造物責任を認める判例が相次いでいる\*2。しかし、我が国の製造物責任法は、アメリカと異なり販売業者を責任主体としていないため、同様の解釈をとることはできない。そこで、本稿では、東京地判令和4年4月15日裁判所ウェブサイト参照（令和2年（ワ）第27469号）を題材に、製造物責任法によらないDPF提供者の法的責任について検討する。

## 2 事案の概要

本件は、訴外出品者から購入した中国製モバイルバッテリーによって自宅が火事になった原告が、オンラインショッピングモールを運営する被告に対して慰謝料等を請求した事案である。原告は、被告に対し、①出店・出品審査義務及び保険・補償制度構築義務に反した債務不履行責任、②特商法表示に関し、消費者が問合せ可能な適切な表示を維持・把握する体制を構築する義務に反した不法行為責任、③商法14条

又は会社法9条の類推適用による名板貸責任を主張したが、いずれも認められなかった。

## 3 債務不履行責任

判旨は、原告が出店・出品審査義務及び保険・補償制度構築義務の根拠として挙げた消費者委員会の専門調査会報告書について、本件売買契約の締結後に作成されたものであり、その内容もあくまで提言にすぎないとして被告の義務を否定した。

DPF提供者と利用者の法律関係は、原則として当該DPFの利用規約によって規定される。ただし、利用規約に明文がある場合でも、それが不当条項であれば、消費者契約法によって無効となる。また、利用規約に明文がない場合でも、信義則によって何らかの付随義務が認められる可能性もある\*3。本件でも、利用契約に基づく信義則上の義務として、消費者が安心、安全に取引できる欠陥のないシステムを構築、提供する義務が主張されていた。しかし、こうした抽象論を超えてDPF提供者の責任を追及するには、その具体的内容を利用者が立証しなければならない。本件では、消費者が安心、安全に取引できる欠陥のないシステムを構築、提供する義務の具体的内容として、出店・出品審査義務及び保険・補償制度構築義務が主張されたが、先述のとおり立証には至らなかった。

## 4 不法行為責任

判旨は、本件ウェブサイトに表示された訴外出品者

\*1：経済産業省「製品安全行政を巡る動向」（令和4年3月25日）32頁

\*2：第三者が販売し、DPF提供者が出荷するFBAにつきBolger v. Amazon.com,LLC, 53 Cal.App.5th 431, 267 Cal.Rptr.3d 601 (2020)、第三者自身が販売、出荷するFBMにつきLoomis v. Amazon.com,LLC, 63 Cal.App.5th 466, 277 Cal.Rptr.3d 769 (2021)

\*3：名古屋地判平成20年3月28日判タ1293号172頁は、利用契約における信義則上、インターネットオークションの運営者は利用者に対して欠陥のないシステムを構築、提供する義務を負っているとした。

の連絡先に電話が繋がらないことがあったとしても、それだけで特商法違反があるとはいえず、訴外出品者による対応の遅れについて被告に責任を負わせる根拠は認められないとした。

DPF提供者が、単に個人間の売買仲介システムを提供するだけであり、個々の取引に実質的に関与しない場合、利用者間の取引によって生じた損害について、DPF提供者は何らの責任も負わないのが原則である\*4。これに対し、DPF提供者が利用者の不法行為を知っていたにもかかわらず、合理的期間内にこれを是正しなかった場合、不法行為を行っていた利用者と同様の責任が認められる可能性がある\*5。本件では、訴外出品者の特商法違反は認められなかったが、2021年に制定された取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律によってDPF提供者に一定の努力義務が課せられたこともあり、今後の影響が注目される。

## 5 名板貸責任

判旨は、原告が訴外出品者と直接交渉し、モバイルバッテリーを訴外出品者から購入したことを前提とする和解を成立させたなどの経緯を考えると、原告がモバイルバッテリーの販売者を被告と誤認していたとは認められないとした。

この点、スーパーマーケットのテナントが販売したインコが保有していた病原菌によって購入者の家族が死亡した事案において、旧商法23条の類推適用によりスーパーマーケットの名板貸責任を認めた判例が

ある\*6。確かに、本件ウェブサイトでは、被告自身が販売する商品と第三者が販売する商品が同列に表示されており、消費者が誤認するのやむを得ないような外観が存在している。しかし、冒頭でも述べたとおり、DPFは多様なサービスが展開されており、そのデザインやシステムも千差万別である。このようなDPFの多様性を考えると、DPF提供者の責任を追及する手段として、当該判例を一般化することは難しい。

## 6 おわりに

アメリカの判例展開だけでなく、ヨーロッパや中国においてもDPF責任の立法化が進むなか\*7、我が国のDPF法制はDPF提供者の自主規制を基本としている。しかし、自主規制が機能するには、外部からの履行圧力が必要不可欠である。DPF提供者は、GAFAsを筆頭に世界的大企業が名を連ねており、市場による淘汰を期待することはできない。また、我が国の現行法下において、DPF提供者の責任追及が容易ではないことも既に述べたとおりである。

製造業者を責任主体とする我が国の製造物責任法は、製品事故による損害を製造コストに転嫁することで、広く市場に分散させる機能を有している。しかし、DPFの普及によって製造業者の捕捉が困難となるに伴い、その機能も限界を迎えようとしている。DPF提供者が製品の流通に深く関与し、そこから莫大な利益を得ている以上、その無過失責任を規定する特別法が必要であると思われる。

\*4：経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（令和4年4月）102頁

\*5：知財高判平成24年2月14日判タ1404号217頁は、オンラインショッピングモールの運営者が出品者の商標権侵害を知ったときから合理的期間内に削除しなかった場合、商標権者はオンラインショッピングモールの運営者に対して差止めや損害賠償を請求することができるとした。

\*6：最判平成7年11月30日民集49巻9号2972頁

\*7：消費者委員会「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書」（平成31年4月）42頁

## 第4回 せらびゅーていっくな法律事務所—多摩パブリック後編—

公設事務所運営特別委員会委員  
弁護士法人多摩パブリック法律事務所 芝崎 勇介 (66期)

## 1 誰のものでもないものとしての価値？

私が東京パブリック法律事務所（東パブ）から巣立って、法テラスのスタッフ弁護士として赴任する頃、同じく北千住パブリック法律事務所（北パブ）から旅立とうとしていた重富琢也会員がこんなことを教えてくれた。当会が催した地方赴任者壮行会の場合だっと思う。重富会員は、挨拶の機会に、当時の北パブ所長から1年間の働きをべた褒めされた後なのに、ほとんど自分語りはず、[“public”（公共）ということばは、ラテン語の“publicus”が語源なのだけど、ローマでは『みんなのもの』ではなくて、『誰のものでもないもの』として理解されていた]という話をした。素敵なお話だと思った。

誰のものでもないから、誰かが好き勝手にしてはいけない、コミュニティにとって大切な公共財。その公共財としての価値がパブリック事務所のどこにあるのか。

## 2 つながりの先にあるTherapy

東パブの野原郭利会員によれば、パブリックの専門性は「つながること」にあるそうだ（「私たちの専門は、つながり、支えること」本誌2022年4月号38頁）\*1。なるほど。それではつながって何をするのか。私の現時点での理解は、Therapeutic (Problem Solving) な弁護 (advocacy) を提供することである。

Therapeutic Justice (治療的司法) は、刑事の分野で、「犯罪者（対象者）の抱える問題を解決することによって再犯防止を目指そうとする介入的で治療的な発想に基づくアプローチ」である（指宿信「治療的司法と再犯防止 我が国の再犯防止施策の展開と今後の課題」同監修『治療的司法の実践』（第

一法規、2018）326頁）。私たちの仕事は、重層的な問題に絡めとられて倦んでしまった方々が「回転ドア」（マリカ・オーマツ（指宿信＝吉井匡訳）「トロントにおける問題解決型裁判所の概要：『治療的司法』概念に基づく取り組み」立命館法学2007年4号201頁）を抜け出して、前に進むお手伝いをするにある。

私たちは、比較的大量にかつ継続的に高齢、障害、貧困、外国ルーツ、gender/sexuality、子どもの権利にかかわる問題等が輻輳した困難案件を手掛けている。こうした事件では、表層的な問題に対応するだけだと生活上の困難が取り除けないことも多い。当事者の意思決定を支援しつつも、潜在化しているneedsを炙り出し、地域資源と連携しながら、QOLを向上させる。パブリックには、そんな知識・技術が蓄積され、構えが共有されている（ここでいう「構え」は、empathyのことである。ブレイディみかこ『ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー』（新潮社、2019）73頁参照）。

## 3 Therapeuticな弁護の実践@多摩

さて、多摩パブリック法律事務所（多摩パブ）の障害者刑事弁護について書くことが私に与えられた題目である。

知的障害や精神障害、発達障害（またはこれらの傾向）を持つ方の刑事事件は、たくさん受けてきた。その中から自慢できるものをひとつだけ選ぶならば、ある強盗致傷事件・窃盗事件を挙げたい。

依頼者は、万引きを発見され、逃げようとして保安員に傷害を負わせた外国籍の方だった。当時はまだ多摩にいた東パブの長谷川翼会員に声をかけて、一緒に弁護した（ちなみに、長谷川会員の刑事弁護

\*1 : [https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2022\\_04/p38-39.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2022_04/p38-39.pdf)

スキルの高さ、共感性の強さ、フットワークの軽さ、福祉的知見の明るさ、性格の良さには瞠目するものがある)。依頼者は、十分すぎるほどの収入・資産を有していながら、万引きを繰り返さずにはいられないという。私たちは、医師に窃盗症・摂食障害の診断・認知症の除外診断をしてもらった上で、精神科デイケアへの通所や多摩で活躍していた平林剛会員（弁護士・精神保健福祉士）の福祉的サポートを確保し、執行猶予判決を得た。

1年後、コロナ禍で通院も福祉面接も途絶えた時、万引きの再犯が起きた。実刑となれば、在留資格を失う。次はないという覚悟で、多摩地域の事件で何度かお世話になった司法精神鑑定医に診てもらい、本格的な責任能力鑑定を実施した。その結果は「窃盗症が本件犯行に著しく強く影響した」というものだった。この鑑定と並行して、多摩地域の更生保護施設の職員だったソーシャルワーカーの橋本久美子さんに依存症の回復施設や自助グループへのつなぎ、家族面談を行ってもらった。前回の課題として残された家族の問題に対してもある程度切り込んだ。こうした刑事弁護・医療・福祉の総力戦で、無事に再度の執行猶予判決を獲得することができた。

依頼者の方は、弁護の過程で、家族に打ち明けられなかった悩みや不安を口にできるようになり、活き活きと元気になってきた。家庭に閉じこもっていた彼女が人と交流するようになった。「回転ドア」から一歩か二歩、足を出すことができた（が、その1年後また再犯の知らせを聞いた。回復の道のりは長い）。

このエピソードを紹介しても、クレプトマニア弁護としてはありふれたものではないかと思われるかもしれない。それはたしかにそうである。それでも、この弁護実践は、多摩地域で得た医療・福祉関係者のつながりなくして、あり得なかった。多摩パブが標榜する地域連携が活きた事例である。



筆者が International Congress of Law and Mental health, 2022 で治療的司法の実践を報告するために滞在したリヨンのパブリックアート「カニユの壁」。街の変化に応じて、壁絵も変化し続けている。公設事務所も、弁護士業界の変化に応じて形を変えながらも、残される公共財になりたい。

この他にも多摩のあちらこちらに相談し、手伝ってもらって、Therapeuticな弁護を実践した例は枚挙に暇がない。しかし、紙幅が尽きたので、またの機会に譲る。

#### 4 広がるTherapyの環

多摩パブでは、所員のほぼ全員が触法障害者の刑事弁護対応名簿に登載されている。所長の西島正会員が代表者を務める一般社団法人多摩地域の触法障がい者支援ネットワークによる事例検討会が定期的に関われ、弁護士や福祉関係者、保護・矯正関係者相互の知恵と経験の交換の場がつけられている。所員の一部有志が核となって立ち上げた「チーム魁!!」は、八王子市内にある更生保護施設紫翠苑・自愛会に毎月出かけて、刑余者の相談に乗り、支援にあたっている。多摩パブをひとつの中心として、Therapeuticな取り組みの環が広がってきた。まだまだ多摩地域は広い。この環はこれからも広がっていく。

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

50期(1996/平成8年)

## 全力で駆け抜けた2年間

会員 犀川 治 (50期)

司法試験の勉強を始めた頃は、研修所は私の生まれ育った湯島にあったが、知らぬ間に研修所が和光に移っていた。実務修習地はどこか遠くに行きたいという思いで、東京以外の高裁所在地を片っ端から希望したところ、仙台修習となり研修所では寮に入った。

研修所での前期修習・後期修習は、勉強も遊びも全力投球をした。自宅起案では徹夜で起案し、講義終了後、クラスの仲間を誘って和光の街に飲みに行き、寮に帰っても誰かの部屋で朝まで飲むことの繰り返しだったように思う。前期も後期も、講義と起案の合間に、寮祭、ソフトボール大会、スポーツ大会、講演会、研修旅行といった公式行事や、飲み会にキャンプ、麻雀大会などの私的なイベントも盛りだくさんだった。教官も公式・非公式問わず、行事やイベントによく付き合ってくれた。

仙台での実務修習。50期は17人。3班に分かれたが、仲良くなるには適正人数だったのか、班は関係なく皆でわいわいとやっていた。仙台の裁判所を中心に点在するお互いの部屋を行き来しては、勉強会やら飲み会やらを開くという、寮生活の延長のようなものだった。弁護士会でも、検察庁や裁判所でも、修習の公式行事としての旅行、見学、懇親会等の行事が数え切れないほどたくさんあった。とにかく仙台の法曹会の先輩方にひたすらごちそうになったという印象が強い。

公式行事以外でも同期の仲間とよく旅行に出か

けた。尻屋崎の寒立馬、栗駒山の紅葉とはらこ飯、中尊寺金色堂と衣川、雪の乳頭温泉、八甲田山と酸ヶ湯、女川のウニ井、京都御所と先斗町、土門拳記念館、本場の讃岐うどん。いつ誰と何のイベントで行ったのかも、今ではもう思い出せない。

仙台では、「君は弁護士より飲み屋のマスターの方が向いている」(弁護修習指導弁護士)、「お前は立派な総会屋になれる」(模擬裁判を見た指導検察官)という、法曹の卵の評価としてはいかがなものかと思うお言葉を頂戴して和光に帰り、後期修習の最後に2回試験を終えた。多くの修習生は合格発表を待たずに、海外旅行に出かけた。私もクラスと実務修習地が同じ3人でイタリア旅行に出かけた。2回試験の合格を確認したのは、ベネチアに向かう駅の公衆電話からだ。3人で代わる代わる電話を掛け、胸をなで下ろした。

こうして振り返ると夢のようだが、修習中の縁はいまも続いている。同期が事件を紹介してくれたり、こちらが事件を御願いしたりはしょっちゅうだ。同期の仲間が地方から東京にくると何人かが集まり、同期のいる地方に出張があるとうれしくなって必ず声を掛ける。気心が知れていて、お互いに信頼できるのは、ともに全力で学び、遊んだからだ。そんな同期の仲間に対して恥ずかしくない仕事をしようという思いがいつも心の片隅にあり、それが今も私の弁護士生活を支えてくれている。

# 73 期リレーエッセイ



会員 木村 康一郎

## “新人” 弁護士

### 1 はじめに

2020年12月に弁護士登録をしてから早1年半が経過した。私は、弁護士となる前は事業会社に7年程勤務し、主に経理・税務や企画といった管理部門での仕事に携わっていた。今回、リレーエッセイへの投稿という貴重な機会をいただいたので、会社員を経験した“新人” 弁護士として感じたことを述べたいと思う。

### 2 とにかく文章を書く

会社員当時は経理や企画といった部署にいたため、大量のデータをシステムから出力し、集計・分析するという業務を多くこなしていた。そのため、業務中によく使うのは主にExcelであり、Wordでの文書作成等の機会は数えるほどであった。

弁護士となってからは（修習生の頃から既にそうであったが）とにかくWordを使うことが多くなり、やはり弁護士は文章をよく書く職業だな…と当たり前のことを実感している。

なお、Excelは自分の頭に代わって大量のデータを計算・処理してくれるが、Wordは、自分の頭に代わって文章を書いてくれるわけではない。Wordも使いこなすことができれば、インデントの妙なズレ等に悩まされなくなるのかもしれないが、現状、使いこなすぞ！という思いになれないのは、Wordのスキルが上がっても、「文章を書く」という本質的な作業を避けられないからかもしれない。

### 3 守備範囲が広い

わずか7年程度会社勤めをしただけではあるが、退社時点では、3部署目で3年目を迎えており、そろそろ4部署目へ異動という時期であった。

経理や企画は、四半期単位で動くことも多く、決算

を何度か乗り越えれば、自分が処理すべき業務を理解し、それなりにこなせる状態にはなっていたと感じている（若手としてそういう業務が割り振られていたという面もあり、また、実際には数々のミスを重ね、多くの方に助けていただいた…）。

ありがたいことに、弁護士となってから企業法務・訴訟・家事事件・刑事事件等と幅広く経験をさせてもらっているが、依然として未経験・未知の分野だらけであり、弁護士業の守備範囲の広さに圧倒されている。

案件に取り組むにあたり、専門家として必要な調査を行うことは当然であるが、調べれば調べるほど新たな疑問が生じ（かつ、その疑問は解消されないことも多く）、業務範囲の広さだけでなく、その深さも底が知れない状況である。

弁護士として3、4年活動すれば、一通りの事件は対処できるようになるという話はよく聞くところではある。「一通り」の意味がやや曖昧ではあるものの、私自身があと2、3年でそのような状況に至るためには、相当急ピッチで成長しなければいけないのかもしれない。

### 4 今後に向けて

さて、文章を書くという本質的な作業に追われつつ、また、自分自身の弁護士としての成長速度に若干の不安を感じている状況ではあるものの、依頼者の課題・トラブルを解決できたり、ベストとまではいかなくとも、ベターな形で案件を終えることができたりした際など、弁護士のやりがいを感じるところである。

依頼者の期待に応えるべく、目の前の案件を何とかこなしていく日々ではあるが、そのなかで自分自身の経験・知識も積み重ね、「結構成長したかもしれないな…」と思える日が来ればと思っている。

### 『ショーシャンクの空に』

1994年/アメリカ/フランク・ダラボン監督作品

### 必死に生きるか、必死に死ぬか

会員 古橋 夏樹 (71期)



『ショーシャンクの空に』  
デジタル配信中  
ブルーレイ 2,619円(税込)  
DVD 1,572円(税込)  
発売元:ワーナー・ブラザース  
ホームエンターテイメント  
販売元:NBCユニバーサル・  
エンターテイメント  
© 1994 Warner Bros.  
Entertainment Inc. All  
Rights Reserved.

大学生の頃から大好きで、繰り返し観ている映画である。定番ではあるが、私が人に勧めたい映画No.1だ。

優秀な銀行員であったアンディ（ティム・ロビンス）は、妻とその愛人を殺したとされ、無実ながら投獄される。

ショーシャンク刑務所では、囚人は刑務官から非人道的な扱いを受けることが常態化していた。品が良く大人しい見た目であったアンディは、他の囚人から性的暴力を受けることもあった。

そのような状況の中でも、アンディは決して諦めなかった。アンディは終身刑の宣告を受けていたのに、本来ならば死ぬまで刑務所の中にいるはずであったが、刑務所内で仲の良かったレッド（モーガン・フリーマン）に調達させたロックハンマーで独房の壁に少しずつ穴を掘り、穴の空いた壁をポスターで隠し、脱獄の機会を狙っていた。アンディが投獄されて19年が経ったある嵐の日の夜、アンディはその穴を使って脱獄に成功する。

作中には、アンディの名言がいくつも登場する。中でも次の2つは、劣悪な環境に置かれながらも決して希望を捨てないアンディの生き方をよく表している。

「選択肢は2つだ。必死に生きるか、必死に死ぬかだ」

「希望はいいものだよ、たぶん最高のものだ。いいものは決して滅びない」

脱獄前、アンディが、余生はメキシコの小さな町・ジワタネホでゆっくり暮らしたい、レッドと共に仕事をしたいと夢を語る場面がある。レッドはそれを一蹴するが、この物語は最後、ジワタネホで、アンディと

レッドが再会して抱き合うシーンで終わる。アンディは脱獄に成功し、レッドも仮釈放を受けて塙の外に出たのだ。

アンディの気高さと、困難の中で希望を持ち続けたことの偉大さに、私は何度でも心を揺さぶられる。

私は小さい頃から野球が大好きで、小学生の頃などは、父と弟と、朝から晩まで野球をしていた。高校時代は甲子園にも出場した。高校卒業後は、甲子園出場と並んで憧れていた東京六大学でプレーもしたが、芳しい結果を出せず、苦しく悔しい思いをしながら4年間を過ごした。また、私は社会人を経て弁護士になっているが、会社員時代、無力さを感じることも多々あった。刑務所と、野球部・会社とでは勝手は違うかもしれないが、苦しい中で、必死で生きるアンディの姿から希望を貰っていた。

弁護士になり、独立してから約1年半が経つ。精神がひりつくような仕事も多いが、私を信頼してくれる依頼者がいて、事務所の経営方針も事件の処理方針も自分が決定できることには、言い表し難い充足感がある。苦しい時期を過ごした経験も、今では自分のアイデンティティの1つであるし、少なからず今の人格に影響している。とはいえ、人生の中でやっておきたいことはいくつもある。大谷翔平の二刀流を生で観たいし、アドリア海の真珠と呼ばれるクロアチアのドブロブニクに一度住んでもみたい。家族と穏やかに過ごす時間も欲しい。

選択肢が必死に生きるか、必死に死ぬかの2つであれば、必死に生きて、一生を終えたい。そう思うと、人生には少しだって無駄な時間はないように感じる。



# 祖父の思い出

会員 中川 裕子 (70期)

私の祖父は、ちょっと自慢の祖父だった。遊びに行くといつも机に向かっている勉強家で、病気で亡くなる直前まで、精力的に自身のライフワークである短歌に打ち込んだ。言葉数は多くないが、時折見せる祖母への鋭い突っ込みがいつも面白い人だった。

「億劫の時を過ぎしほほゑみか ガレ場にはほふ駒草の花」

祖父はいつだったか孫それぞれに対して短歌を一首ずつ贈ってくれた。祖父が私にくれたのは、司法試験の受験勉強を続ける私への応援歌だったのだろう。祖父は簡単に解説をしてくれたけど、細かいところは各人の解釈に任せる、といった様子だった。

「億劫」は、通常読みは「おっくう」だが、ここでの読みは「おくこう」だ。「劫」は仏教の世界における時間の単位で、100年に一度舞い降りた天女が羽衣で山の頂を撫で、その摩擦で山がやがてなくなるまでの時間を指す。一劫でもとてつもない時間を指すのだが、それが「億」なのだから、とにかく果てしない時間を意味するのが「億劫」ということになる。駒草は高山植物で、細長くかわいいピンク色の花をつける。見た目はとても可憐だが、意外と寒さや強風、乾燥に強く、他の高山植物も生えることができないような砂礫地（ガレ場）や斜面を好んで生えるのだという。

「弁護士になりたい！」と言って、大学卒業後の進路をロースクール進学に定めて法律の道に飛び込んだものの、なかなか合格できず「億劫」にも感じられるほどの長く希望のない受験生活に四苦八苦している私を見て、それでもいつか合格できたときの

姿を、ガレ場にたくましく堂々と咲く駒草の花に重ね合わせてくれた（のだと勝手に私は信じている）祖父の思いを辿るととても嬉しかった。登山も趣味としていた祖父らしい歌だった。

今回の執筆に際し、あらためて駒草について調べてみると、強酸性の砂礫地に先んじて生え、土地を中性化させて安定させる作用があり、表土が中性化すると他の高山植物が進出してくる代わりに駒草自身は消滅していくそうだ。このため、駒草は「先駆植物」とされているらしい。祖父がどこまで駒草のことを知って、どこまで意図してくれていたのか、今となっては確かめようがないけれど、勉強家の祖父ならばきっと「駒草のようなたくましさ」と「パイオニア精神を持って」と、そんな期待も込めてくれていたのではないかと思わずにはいられない。

真面目で、勤勉で、実直で、そしていくつになってもチャレンジを忘れなかった祖父の姿には到底及ばないが、祖父は私の人生の大きな目標であり、祖父のような人間になりたいとあこがれている。

祖父は短歌を贈ってくれた約1年後に亡くなり、残念ながら私の司法試験合格は間に合わなかったので、私が今こうしてひまわりのバッジをつけて仕事をしている姿を見せることはかなわなかった。

祖父の短歌を読んでもみると、どれも少し皮肉がきいていて、くすりとするものが多く、生前の祖父には日常がこんな風に見えていたのかと興味深い。私が成長するにつれて、祖父と会う機会も交わす言葉も減ってしまっていたけれど、今になって祖父に聞きたいこと、おしえてもらいたいことがたくさんあふれている。

### 特定少年の推知報道に抗議し、改正少年法第68条の撤廃を改めて強く求める会長声明

2021年5月21日、「少年法等の一部を改正する法律」（以下「本改正法」という。）が可決成立し、本年4月1日に施行された。本改正法は18歳または19歳の少年を「特定少年」と定義したうえで、同法第68条は、特定少年のときに犯した犯罪について公判請求された場合に、少年の氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等により当該事件の本人であることを推知することができるような報道（以下、「推知報道」という。）の禁止を解除した。

本改正法については、参議院の法務委員会において、「特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならない」との附帯決議がなされており、衆議院の法務委員会でも同様の附帯決議がなされている。

しかしながら、本年5月14日、東京地検は江戸川区で交際相手を殺害したとして殺人罪に問われている事件について、公判請求するとともに、被告人となった19歳の少年の実名を公表し、これをふまえて報道機関が推知報道を行った。本年4月の山梨県、大阪府における特定少年の実名公表、推知報道に続くものである。本改正法施行から間もない時期に、このようにたて続けに検察庁によって特定少年の実名が公表され、これに基づいて推知報道が行われている現状は、上記付帯決議の「特

定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮」がなされているとは到底いえない。

いったん少年の実名等が公表され、報道がなされると、インターネット上にデジタルタトゥーとして半永久的に情報が残され、少年の更生の機会を奪い去るおそれが極めて強い。本改正法において、18歳・19歳の少年にも少年法を適用した趣旨からすれば、18歳・19歳の少年も、17歳以下の少年同様、その可塑性に鑑み、十分な更生の機会が与えられる必要がある。

当会はこれまで、本改正法に関し、2020年11月25日に「少年法適用年齢に関する法制審議会答申に反対する会長声明」、2021年6月4日に「少年法『改正』に関する会長声明」、本年3月7日に「『改正』少年法に関する意見書」を發出し、繰り返し推知報道の禁止を要請してきた。また、2021年6月21日に少年事件の実名等の報道を強く抗議する会長声明を發出した。

当会は、特定少年の健全育成及び更生に十分配慮することなく、検察庁により特定少年の実名が公表され、報道機関による推知報道が行われていることに強く抗議し、特定少年の実名等の公表及び推知報道を行わないことを強く求める。

また、このような配慮のない推知報道がなされている現状に鑑みれば、当会はあらためて、本改正法第68条を撤廃することを強く求める。

2022(令和4)年6月27日

東京弁護士会会長 伊井 和彦

### 大崎事件第四次再審請求審の再審請求棄却決定に対する会長声明

2022年6月22日、鹿児島地方裁判所刑事部（中田幹人裁判長）は、いわゆる大崎事件の第四次再審請求審において、再審請求を棄却する決定をした（以下「本決定」という）。

本件は、1979年10月、原口アヤ子さんが、元夫、義弟と3名で共謀して被害者を殺害し、その遺体を義弟の息子も加えた4名で遺棄したとされる事件である。原口アヤ子さんの逮捕時からの一貫した無罪主張にもかかわらず、確定審では、「共犯者」とされた元夫、義弟、義弟の息子の3名の「自白」、その「自白」で述べられた犯行態様と矛盾しない法医学鑑定、「共犯者」の親族の供述等を主な証拠として、原口アヤ子さんに対し、懲役10年の有罪判決が宣告された。

第一次再審請求審において、2002年3月26日、鹿児島地裁が再審開始を決定したが、即時抗告審である福岡高裁宮崎支部は同決定を取り消した。第三次再審請求審において、2017年6月28日、鹿児島地裁が2度目となる再審開始を決定し、2018年3月12日、福岡高裁宮崎支部は、検察官の即時抗告を棄却して、再審開始の結論を維持した。ところが、2019年6月25日、最高裁第一小法廷は、検察官の特別抗告には理由がないとしたにもかかわらず、請求審決定、即時抗告審決定をいずれも取り消し、再審請求を棄却したのである。

第四次再審請求において、弁護団は、被害者の死亡時期に関する救命救急医の医学鑑定等の新証拠を提出したが、本決定は、新証拠に一定の証明力を認めながら、その証明力は限定的であり、「客観的状況からの事実の推認は左右されない」として、刑訴法第435条第6号の明白性を認めなかった。

しかし、本決定は、新証拠の明白性判断の前提となる確定判決の証拠構造分析、旧証拠の全面的再評価を適切に行っていない。本決定がいう「客観的状況からの事実の推認」は上記最高裁決定をそのまま追認したものにすぎないが、当会の2019

年7月3日の「大崎事件第三次再審請求棄却決定に抗議する会長声明」で指摘したように、そもそも上記最高裁決定が誤っているものである。

また、新証拠の明白性判断においては、新旧全証拠を総合評価しなければならないが、本決定は新旧全証拠の総合評価を行っていない。本決定は、新証拠の証明力は限定的であるとした上で、旧証拠による「客観的状況からの事実の推認」に影響を及ぼさないとし、新証拠の明白性を否定しているだけであり、実質的には新証拠の孤立評価であり、新旧全証拠の総合評価とは到底いえない。

そもそも、本件については、第一次再審請求審決定、第三次再審請求審決定、同即時抗告審決定と3回にもわたり再審開始に向けた決定が出されており、確定判決の有罪認定は極めて脆弱なものであるが、本決定はこのことを全く考慮していない。

以上からすれば、本決定は、「疑わしいときは被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則に反しており、白鳥・財田川決定にも違反するものであり、到底容認できない。

原口アヤ子さんは現在95歳という高齢であり、1日も早く再審を開始し、再審公判が開かれなければならない。日弁連は2013年から本件を支援しており、当会としてもこれを支持するものである。

また、当会は、再審請求手続における全面的な証拠開示や、再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止等、えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正に向けて、努力していく所存である。

2022(令和4)年6月30日

東京弁護士会会長 伊井 和彦

## 安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件に関する会長声明

2022年7月8日、奈良市の近鉄大和西大寺駅前において、安倍晋三元内閣総理大臣が、参議院選挙候補者の応援演説を行っていた最中、銃撃され、死亡するという事件が発生した。

その動機、背景等がいかなるものであれ、選挙期間の応援演説中の政治家に対して、銃器を用いてその尊い生命を奪うことは、暴力によって言論を封殺するものであり、民主主義に対する重大な脅威である。断じて許されない暴挙というほかはない。

他方、今回の事件の動機、背景等については一部報道がなされているが、未だ捜査中であり、真相解明は適正な手続のもとに司法機関に委ねられるべきである。

当会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという弁護士会の使命に照らし、本件の民主主義を否定する暴挙に対して厳重に抗議するものである。

当会は、安倍元内閣総理大臣に対して心から哀悼の意を表するとともに、社会から暴力行為や銃器犯罪を根絶すべく、国民とともに行動することを、ここにあらためて表明するものである。

2022(令和4)年7月11日  
東京弁護士会会長 伊井 和彦

## 犯罪被害者および遺族の名誉、プライバシーに十分配慮した報道を求める会長声明

本年6月上旬、東京在住の20代女性が茨城県の林道脇で亡くなった状態で発見された事件について、一部のメディアにより被害者の実名や顔写真の報道がなされた。実名および顔写真の報道を控えるよう被害者の遺族から要望が出された後も、これらの報道は続き、さらには、被害者および遺族のセンシティブな情報まで報じられ、インターネット上に広く流布されるに至っている。

被害者は突然犯罪に巻き込まれ、尊い生命を失い、被害者の遺族はかけがえのない家族を失った悲しみに深く傷ついている。それにもかかわらず、上記のような報道がなされることは、被害者の遺族を二重三重に苦しめるものであることは想像に難くない。報道機関は、真に当該情報を報道する必要があるのか、慎重に考慮し、検討すべきである。

一般に報道の自由は国民の知る権利に資するものとして憲法上保障され、また、被害者に関する報道についても事実を検証する機会を確保する必要性など、一定の理由があるものと考えられる。しかしながら、報道の自由も無限定に許容されるものではなく、被害者および遺族の名誉、プライバシー等との間で適切に比較衡量されなければならない。

とりわけ、インターネットが普及し、誰もが個人情報、詮索的な情報、センシティブな情報等を容易に発信できる現代社会において、ひとたび被害者および遺族の個人情報等が報道されれば、インターネット上に広く流布され、半永久的に掲載され、当該情報をコントロールできない事態を引き起こすことになる。

このことを踏まえれば、被害者および遺族の個人情報等の報道は、より慎重に検討される必要がある。

これらの点については、当会が、2017年12月13日の「犯罪被害者の実名報道に対する会長声明」で指摘したところである。

本件においては、被害者の実名や顔写真の報道が被害者の遺族の意に反していたことに加え、被害者および遺族に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じかねないセンシティブな情報も併せて報道されており、これらの情報が世間に流布されることによって、被害者の遺族が多大な被害を受けることは容易に予想されるものである。これらの情報を報道することによって得られる利益が、被害者および遺族の名誉、プライバシーを上回るものとは考え難い。

犯罪被害者等基本法は、「国民の責務」として、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮する」ことを定めている（同法第6条）。報道機関も例外ではなく、犯罪被害者および遺族に十分配慮した報道がなされなければならない。

当会は、本件の被害者および遺族に慎んで哀悼の意を表するとともに、報道機関に対しては、犯罪被害者および遺族の名誉、プライバシーに十分配慮した報道を行うよう、強く求めるものである。

2022(令和4)年7月26日  
東京弁護士会会長 伊井 和彦

## 最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

東京都の現在における最低賃金額は1041円である。2019年は1013円であり、2020年は据え置かれ、2021年10月1日に引き上げられたものであるが、引き上げ額はわずか28円に過ぎなかった。また、この賃金で1日8時間、1か月21日労働しても、月収17万4888円に過ぎず、年収約210万円にしかならない。

総務省統計局が2022年5月10日に発表した家計調査・家計収支編では、2021年の大都市・単身世帯の月額消費支出額は15万9743円であり、最低賃金ではとても余裕のある生活はできず、仕事を失い収入が断たれば直ちに生活に窮する事態に陥る。また、扶養家族を養うことはできず、結婚や出産をあきらめなければならない。

非正規労働者の多くは最低賃金付近の賃金で働いており、経済的に余裕のない生活をしているのに加えて、コロナ禍におい

ては不安定雇用による失業の不安にも直面している。

最低賃金はセーフティネットとしての機能を有しており、「労働者の生計費」を考慮して定められなければならないのである。すべての労働者に安定した生活を保障するには最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

また、最低賃金額の大幅な引き上げにより中小企業の経営に与える影響については、各種補助金の拡充等の中小企業の生産性向上のためのきめ細かい支援策を行うべきである。

以上のとおり、当会は、最低賃金額を大幅に引き上げることと求めるとともに、最低賃金額の引き上げによって経営に影響を受ける中小企業への支援策の実施を求めるものである。

2022(令和4)年7月26日  
東京弁護士会会長 伊井 和彦

## 死刑執行に強く抗議し、死刑執行の停止を求める会長声明

昨日、東京拘置所において、1名の死刑が執行された。昨年12月21日の3名の死刑執行に続き、岸田内閣の古川禎久法務大臣による4人目の死刑執行である。

当会は、2020年9月24日の臨時総会において、「死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」を採択した。その概要は、以下のとおりである。

- 1 日本社会は早急に死刑制度の廃止に向けて動き出すべきであり、当会は死刑制度の廃止に向けて活動していく。
- 2 日本の法律から死刑制度に関する規定が削除されるまでの間、死刑執行は停止されるべきである。
- 3 死刑廃止と併せ、死刑に代わる刑罰として、仮釈放のない終身刑の導入を検討すべきである。
- 4 国や地方公共団体は、犯罪被害者やその遺族の権利を回復するための施策の拡充を図るべきである。

日弁連も、2016年10月の人権擁護大会（福井）において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、刑罰制度の改革、受刑者の再犯防止・社会復帰のための法制度の整備を求めるとともに、日本において死刑制度の廃止を目指すべきことを宣言している。

当会は、これまでも繰り返し死刑執行に抗議し、死刑執行の停止を求める会長声明を发出してきた。それにもかかわらず、死刑執行が停止されず、昨日も死刑執行が行われたことは、極めて遺憾である。

死刑は、あらゆる人権の根源である生命を国家が剥奪するという刑罰であり、人権保障の観点から根本的な問題を有している。

死刑の廃止又は執行の停止は国際的潮流であり、死刑を国家として統一して執行している国は、OECD加盟国の中では日本だけである。国連（自由権規約委員会、拷問禁止委員会、人権理事会）は、日本に対して、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討すべきであるとの勧告を何度も行っている。

さらに、死刑は、誤判の場合には取り返しのつかない刑罰であるという重大な問題点がある。現に日本では、死刑を宣告されながら後に無罪であることが判明した死刑再審4事件が過去に存在している。その他にも、いわゆる名張毒ぶどう酒事件、袴田事件において、その後に取り消されたものの、一度は再審開始が決定されている。刑事裁判において誤判事件の発生は不可避であり、死刑制度を法制度として維持する以上、死刑の誤判もこれを絶対的に防止することはできない。

当会は、犯罪被害者の権利回復のための施策のさらなる拡充を求めるとともに、昨日の死刑執行に対して強く抗議し、改めて、死刑制度を廃止すること、死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑の執行を停止することを求める。

2022(令和4)年7月27日  
東京弁護士会会長 伊井 和彦

## 安倍晋三元内閣総理大臣の「国葬」に反対し、撤回を求める会長声明

1 2022年7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣（以下「安倍元首相」という）が、参議院選挙の街頭応援演説の最中に銃撃され死亡した。当会は、このような選挙の応援演説中の政治家に対する銃器等を用いた襲撃は、加害者の動機等に関わらずその行為自体が民主主義に対する重大な脅威であると判断し、これを糾弾し抗議する会長声明を本年7月11日に発した。

しかしながら、岸田内閣が、本年9月27日に安倍元首相の「国葬」を行うと決定したことについては、民主主義の観点からも、また国民の思想・信条の自由の観点からも、重大な懸念があり、これに反対するものである。

1人の政治家の死を葬儀の場で悼むことは、主義主張に関わりなく行われて然るべきであるが、安倍元首相の葬儀は既に親族において執り行われている。それにもかかわらず、政府が敢えてそれとは別に、閣議決定により「国葬」という儀式を執り行う意味が、問われるべきである。

2 そもそも「国葬」は、明治憲法下においては天皇の勅令である「国葬令」に基づき行われていたが、「国葬令」は憲法に不適合なものとして「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」第1条に基づき1947年の終了をもって失効しており、「国葬」を行うことについても、その経費を全額国費から支出することについても、現在は法的根拠がない。

1967年に吉田茂元首相の「国葬」が実施された際には、翌年の国会答弁で当時の大蔵大臣が「法的根拠はない」と答弁しており、1975年に佐藤栄作元首相が死亡した際に「国葬」の実施が検討されたときも、「法的根拠が明確でない」とする当時の内閣法制局の見解等によって見送られた経緯がある。

政府は、今回「国葬」を行う法的根拠について、内閣府設置法（1999年制定）第4条3項33号で内閣府の所掌事務と

されている「国の儀式」として閣議決定をすれば実施可能との見解を示しているが、そもそも内閣府設置法は内閣府の行う所掌事務を定めたものにすぎず、その「国の儀式」に「国葬」が含まれるという法的根拠もない。

したがって、政府が経費を国費から支出して「国葬」という形の儀式を行うことは、法的根拠がない以上、認められない。

3 また、政府は、安倍元首相を「国葬」とする理由について、「歴代最長の期間、総理大臣の重責を担い、内政・外交で大きな実績を残した」などとしているが、政府が特定の政治家についてその業績を一方的に高く評価し、その評価を讃える儀式として「国葬」を国費によって行うことは、その政治家に対する政府の評価を国是として広く一般国民にも同調を求めるに等しい。その政治家への評価は、主権者たる国民の一人ひとりが自らの意思で判断すべきことである。

政府は、今回の安倍元首相の「国葬」においては、国民に対し弔意の表明や黙祷等は求めないとしているようであるが、戦後唯一の「国葬」となった1967年の吉田茂元首相の「国葬」の際には、「歌舞音曲を伴う行事は差し控える」「会社、その他一般でも……哀悼の意を表すよう期待する」との閣議決定がなされ、テレビ・ラジオでは娯楽番組の放送が中止され、全国各地でサイレンが鳴らされ、学校や職場で黙祷が事実上強要された事案も発生した。

今回も「国葬」が近くなれば、安倍元首相の「国葬」に対する忖度から、公的機関のみならず民間機関に対しても同様の有形無形の同調圧力がかかることは容易に予想され、弔意の表明の事実上の強制が行われかねない。現に、兵庫県や北海道の一部自治体の教育委員会が学校現場に「国葬」の際の半旗の掲揚を求めたという報道もあり、忖度と同調を求める動きは今後も広がるのが予想される。

このように「国葬」の実施は、国民に対して特定の個人に対する弔意を事実上強制する契機をはらむものであり、国民の思想・良心の自由（憲法第19条）との関係で好ましくない状況がもたらされかねない。

4 当会は、安倍元首相の在任中に行われた教育基本法改正、イラク特措法の延長、教育三法改正（以上第一次安倍内閣）、特定秘密保護法制定、労働者派遣法改正、集団的自衛権行使を容認する閣議決定、安全保障関連法の制定、共謀罪の制定、検察庁法の改正（以上第二次安倍内閣）等について、立憲主義及び憲法の基本理念に反するという立場から反対する旨の会長声明等を繰り返し発出してきた。特に集団的自衛権の容認と安全保障関連法の制定については、当会を含む全ての弁護士会が一致して明白に違憲として反対し、現在もその廃止を求めている。それにもかかわらず、これらの安倍内閣の

各政策を国に対する功績と評価して安倍元首相の「国葬」を行うことは、立憲主義及び憲法の基本理念を揺るがすものであり是認できない。

また、安倍元首相が在任中及び退任後も声高に主張し、今後の国会における争点となり得る「憲法9条への自衛隊の明記」「緊急事態条項の設置」等の改憲や敵基地攻撃能力保持等の議論においても、「国葬」によって安倍元首相の意見を国是のように扱うことが起りかねない危惧もある。

5 当会は、安倍元首相の「国葬」にはこのような憲法理念上の問題点が多々あることから、これに反対し、政府に撤回を求めるものである。

2022(令和4)年8月2日  
東京弁護士会会長 伊井 和彦

## 「ヒロシマ・ナガサキ」の平和祈念の日に寄せる会長談話

1945年8月6日に広島に、8月9日に長崎に原爆が投下され、77回目となる「ヒロシマ・ナガサキ」のそれぞれの平和祈念の日を迎えます。

第二次世界大戦が終わった後も、残念ながら世界各地で多数の戦争が繰り返されてきました。とりわけ本年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻において、ロシアのプーチン大統領が核兵器の使用を示唆する発言をしたことは、核なき世界の実現を希求する広島・長崎の人々、そして同じ思いを抱く世界中の人々を驚愕させました。

核兵器は、言うまでもなく、その使用によって極めて多数の人々の生命を奪う究極の非人道的兵器であり、生命を奪われなかった被爆者も、長期間にわたり放射線等の後遺症に苦しむこととなります。このことを広島・長崎の人々は身をもって体験し、核兵器の廃絶を繰り返し訴え続けてきました。

2017年7月7日に核兵器禁止条約が国連総会で採択され、2021年1月22日に発効し、本年6月21日から3日間、ウィーンにおいて第1回締約国会議が開催されました。

この会議には、33か国がオブザーバー参加しており、核保有国が加盟国に含まれるNATOから、ドイツ、オランダ、ベルギー、ノルウェーが参加したことは、特筆すべきことでした。しかし我が国は、核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標を共

有する、としつつ、日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要である、という理由から、同条約には加盟しないという姿勢をとっています。

唯一の戦争被爆国である我が国の核兵器禁止条約への加盟は、我が国の国民だけでなく、世界が求めています。同会議のクメント議長は、我が国の不参加について、遺憾の意を表明しています。

同会議に出席した広島・長崎の両市長が、ロシアのウクライナ侵攻において核兵器による威嚇がなされ、核兵器使用の危機がある今だからこそ、核兵器の廃絶がますます重要となっている旨を訴えたように、核兵器禁止条約の意義はより一層高まっています。

当会は、「ヒロシマ・ナガサキ」のそれぞれの平和祈念の日を迎えるにあたり、改めて原爆犠牲者に哀悼の意を表し、今もなお続く被爆者の方々の苦しみに思いを寄せて、我が国が核兵器廃絶のためにリーダーシップを発揮し、核兵器禁止条約の早期締約を目指して、まずは、早急にオブザーバー参加する意向を表明することを求めるものです。

2022(令和4)年8月5日  
東京弁護士会会長 伊井 和彦

## 8月15日を迎えるにあたっての会長談話

本日、77回目の「終戦の日」、8月15日を迎えました。

1945(昭和20)年8月15日、この日がこれからもずっと我が国の最後の「終戦の日」であることを、祈ってやみません。

第二次世界大戦では、我が国の侵略行為によりアジア・太平洋地域で極めて多数の人々が犠牲になり、我が国でも日本各地への空襲、「唯一の地上戦」となった沖縄戦、広島及び長崎に投下された原子爆弾などにより、数十万人もの一般市民が犠牲になりました。国の内外を問わず、戦争により亡くなられた人々の苦難に思いをいたすとともに、改めて哀悼の意を表します。

戦争は、破壊と殺戮の果てに人々の心をも壊す、人権侵害の最たるものです。

平和は、世界の全ての人々の共通の願いです。

日本国憲法の徹底した平和主義、とりわけ戦争の放棄と戦力の不保持を定めた憲法9条は、戦後の我が国の平和国家としての歩みを支える規定として、多くの国民に支持されてきました。これは、第二次世界大戦の悲惨な経験と、二度と戦争を起こさ

ないという国民の意思に基づくものです。

「終戦の日」の今日、あらためて第二次世界大戦がもたらした犠牲の大きさと、日本国憲法の平和主義の意味を噛みしめたいと思います。

そして、我が国だけでなく、今なお世界中で勃発している戦争や紛争が終息し、平和が訪れることを祈念します。

第二次世界大戦を経験し、日本国憲法の平和主義を今日まで維持してきた我が国は、ロシアのウクライナ侵攻が行われている今こそ、核兵器などの大量破壊兵器の廃絶やあらゆる戦争への反対を、粘り強く訴え続けていくべきです。

東京弁護士会は、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のために、これからも平和を訴え続けて参ります。

2022(令和4)年8月15日  
東京弁護士会会長 伊井 和彦



こちらから読んでね



### スポーツの秋

